

# 中小企業経営者 のための 事業承継対策



令和7年度版

# 目次

## 第1章：中小企業を取り巻く事業承継の現状と 計画的な事業承継の取り組みの必要性

- ① 事業承継の現状は？ ..... P2
- ② 事業承継は早めの取り組みが重要 ..... P4
- ③ 計画的に事業承継に取り組まないと… ..... P6
  - 【コラム】 後継者不在で廃業？ ..... P8

## 第2章：事業承継の取り組み

- ① 事業承継とは？ ..... P10
- ② 事業承継は文字通り「事業」の「承継」  
受け継ぐべきは「目に見えにくい資産」（知的資産） ..... P11
  - 【コラム】 老舗の強み、生き残りのポイント ..... P12
  - 【コラム】 現経営者と後継者の事業についての対話 ..... P13
- ③ 事業承継の進め方 ..... P14
- ④ 各承継方法のメリット・デメリット ..... P15
  - Ⅰ 親族内承継 ..... P16
  - Ⅱ 親族外承継（役員・従業員等） ..... P20
  - Ⅲ 親族外承継（第三者） ..... P22
- ⑤ 事業承継計画の策定
  - ① 事業承継計画の策定にあたって ..... P24
  - ② 事業承継計画の策定（T社の事例） ..... P26

## 第3章：事業承継に関する支援施策の紹介

- ① 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 ..... P32
  - 経営承継円滑化法の対象となる事業者は？ ..... P33
- ② 事業承継税制 ..... P34
  - 【コラム】 経営承継円滑化法の活用が、計画的な  
事業承継に係る取組みに繋がった事例 ..... P35
  - ① 贈与税の納税猶予・免除制度（一般措置） ..... P36
  - ② 相続税の納税猶予・免除制度（一般措置） ..... P37
  - ③ 法人版事業承継税制（特例措置）の概要 ..... P38
  - ④ 個人版事業承継税制の概要 ..... P40
- ③ 民法の特例 ..... P41
- ④ 金融支援 ..... P42
  - ① 事業承継に関する信用保証制度 ..... P43
  - ② 事業承継に関する制度融資 ..... P44
- ⑤ 所在不明株主に関する会社法の特例 ..... P46
- ⑥ 中小企業等経営強化法 ..... P47
- ⑦ 事業承継に係るその他の施策 ..... P48
- ⑧ 事業承継支援に関する相談先 ..... P54

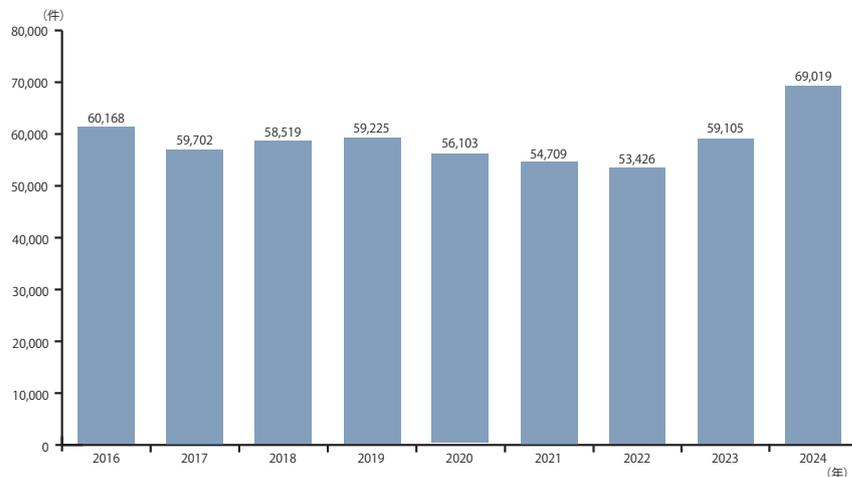
# 第1章

中小企業を取り巻く事業承継の現状と  
計画的な事業承継の取り組みの必要性

# 1 事業承継の現状は？

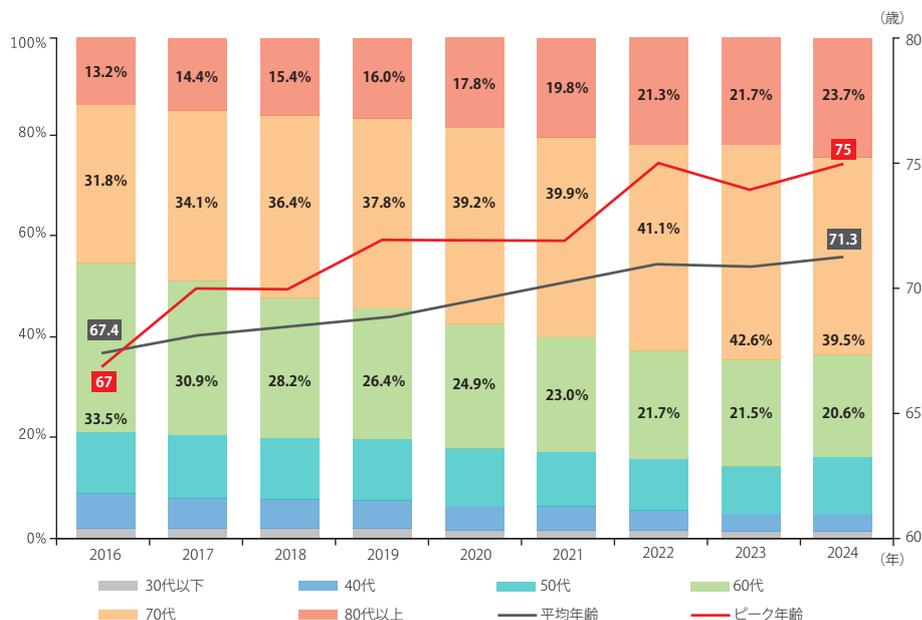
中小企業の休廃業・解散件数は、7万件に迫る勢いで推移しており、経営者の高齢化もより一層進展しています(図表1)。また、休廃業・解散企業の代表者の平均年齢は増加傾向にあります(図表2)。これらのことから日本経済を支える中小企業・小規模事業者の雇用や技術の喪失といった観点も含め、事業承継の問題がクローズアップされています。

図表1：休廃業・解散件数の推移



資料：(株)帝国データバンク「全国企業『休廃業・解散』動向調査」  
出典：中小企業庁「中小企業白書(2025年版)」

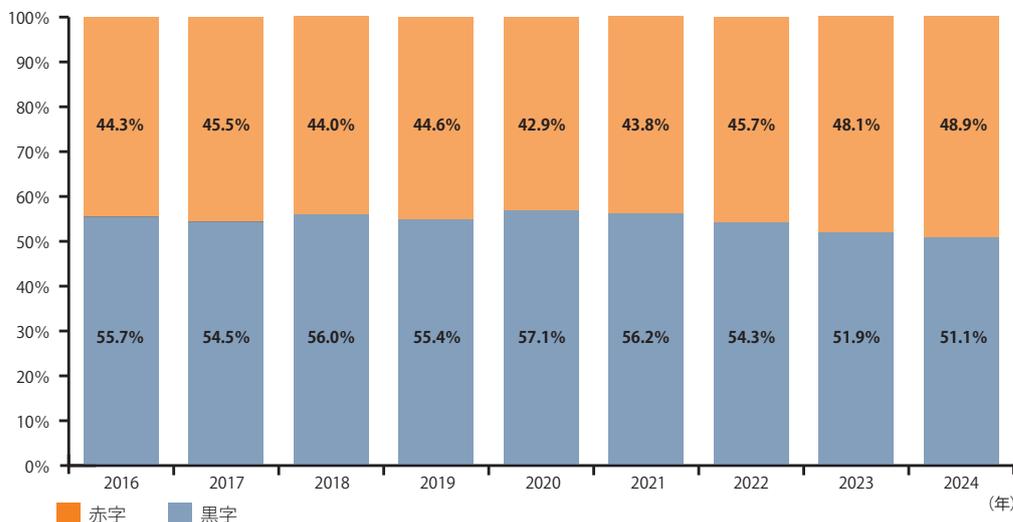
図表2：休廃業・解散企業の経営者年齢の推移



資料：(株)帝国データバンク「全国企業『休廃業・解散』動向調査」  
出典：中小企業庁「中小企業白書(2025年版)」

過半数の休廃業・解散企業が黒字です（図表3）。

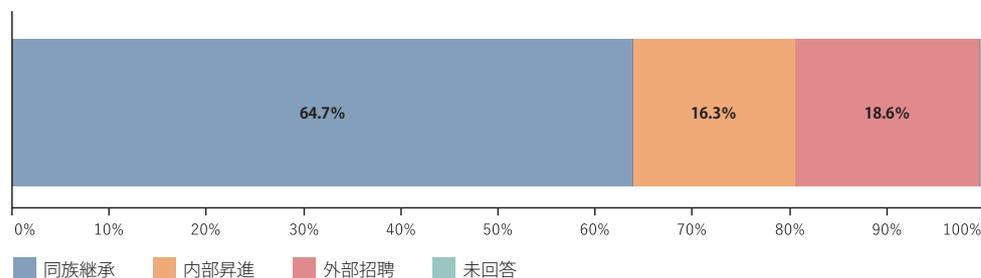
図表3：休廃業・解散企業の損益別構成比の推移



資料：(株) 帝国データバンク「全国企業『休廃業・解散』動向調査」  
出典：中小企業庁「中小企業白書（2025年版）」

引退した経営者と事業を承継した後継者との関係も変化しています。かつては、親族内承継が全体の9割以上を占めていましたが、近年では親族外承継も3割を超え、事業承継の有力な選択肢となってきています。

図表4：後継者有企業の承継方法

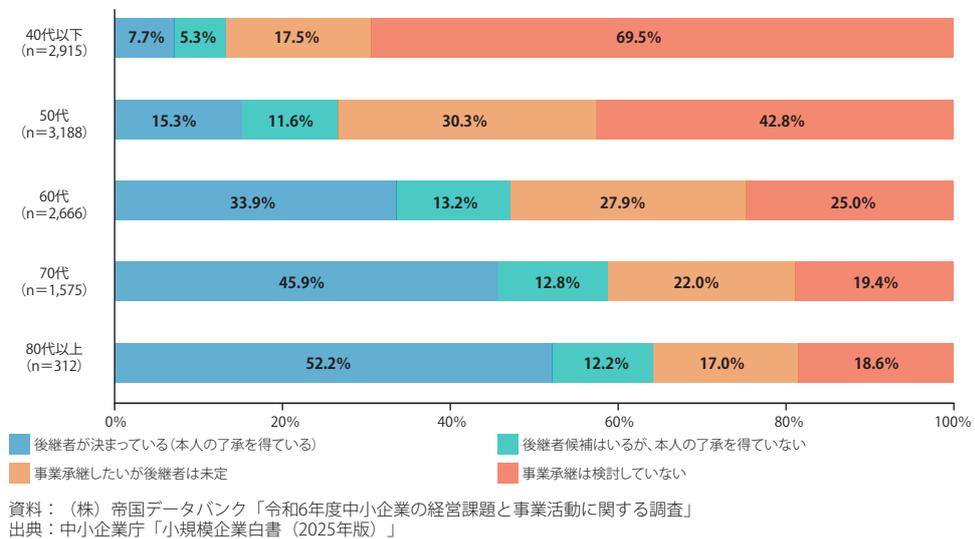


参考：(株) 東京商工リサーチ「後継者『有り』の6万4,387社の内訳についてのレポート（2024年11月8日付）」をグラフ化

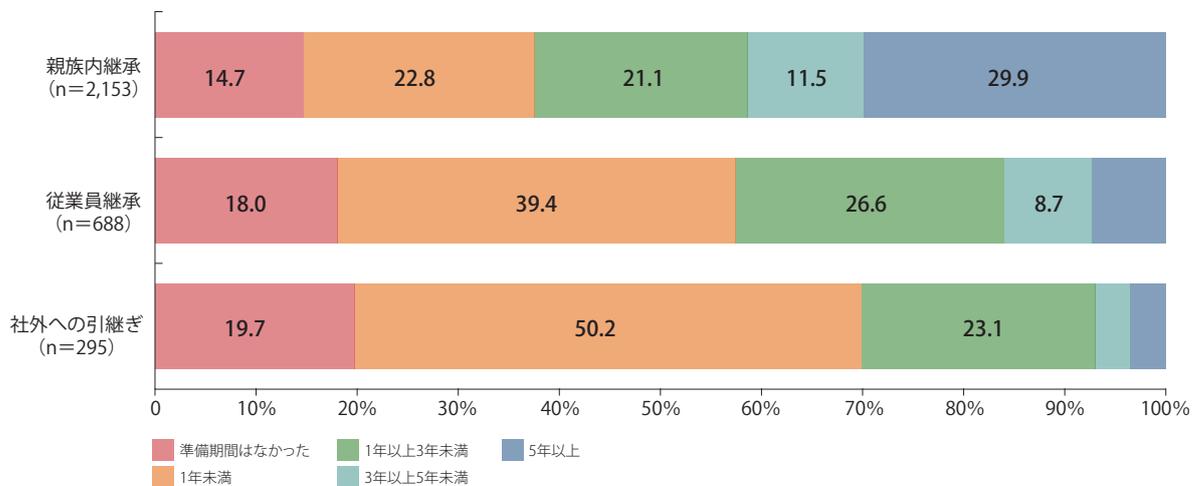
## 2 事業承継は早めの取り組みが重要

70代以上の小規模事業者において、約半数が「後継者が決まっている（本人の了承を得ている）」状態ですが、一方で3割前後が「後継者候補はいるが、本人の了承を得ていない」、及び「事業承継したいが後継者は未定」であり、一定数は後継者が見つからない状態です（図表5）。事業承継類型によっては準備期間に時間を要することも分かっており（図表6）、早めの具体的着手が求められます。

図表5：小規模事業者における、後継者の選定状況（経営者の年代別）

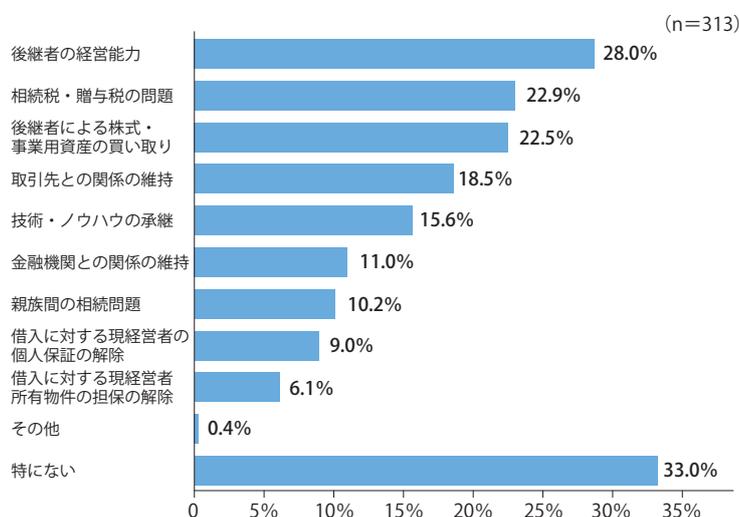


図表6：事業承継類型別に見た、事業承継準備期間



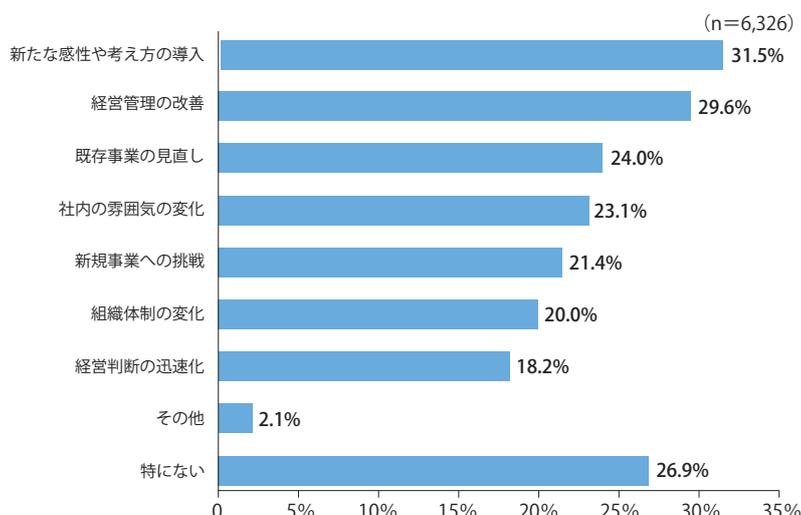
さらに、後継者を決定し、今後事業承継を進めていく際に問題となりそうなこととして、『相続税・贈与税』や『後継者による株式・事業用資産の買い取り』、『親族間の相続問題』、など比較的目に見えやすく想像しやすい課題が挙げられている一方で、筆頭の『後継者の経営能力』に加え、『取引先との関係の維持』、『技術・ノウハウの承継』、『金融機関等の関係の維持』といった目に見えにくい資産（知的資産）の承継を課題として抱えている企業も少なくありません（図表7）。こうした知的資産の承継に時間をかけて取り組みながらも、事業承継の際に効果があったと実感されている取り組みにある通り『新たな感性や考え方の導入』や新体制に合わせた『経営管理の改善』といった後継者候補も加わる形での新たな風土づくりとして知的資産の創造も必要になっています（図表8）。

図表7：後継者決定企業における、事業承継の際に問題になりそうなこと



資料：株式会社日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」  
 (注) 1.同調査の有効回答数は4,465件。そのうち、事業承継の見通しについて「後継者は決まっている（後継者本人も承諾している）」と回答した「後継者決定企業（n=313）」について集計している。  
 2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。  
 出典：中小企業庁「中小企業白書（2024年度）」

図表8：小規模事業者における、事業承継の際に、効果があったと実感している取組

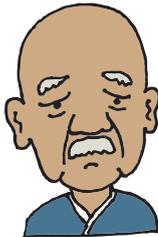


資料：(株) 帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」  
 出典：中小企業庁「小規模企業白書（2025年版）」

### 3 計画的に事業承継に取り組まないと…

計画的に事業承継に取り組まないと、様々な理由で経営が不安定になり、事業の継続に支障が出る場合があります。代表的なケースを紹介します。

#### 【ケース1】高齢の会長が実権を握り、社長への経営委譲が進まないケース



**A:**  
会社の創業者で、現在は会長職。85歳。  
過半数の株式を有し、会長となった今でも経営の最終決定を行っている。



**B:**  
Aの長男で、現在は社長職。60歳。社長就任後10年程度経過したが、株式保有比率は10%程度。経営権を委譲して欲しいと常々思っているが、なかなか言い出せずにいる。

- ある日、Bは意を決してメインバンクを訪れ、Aが保有する株式の計画的移転を促すための説明を依頼。ところが、逆にAは、Bとの経営方針対立等を理由に、会社売却の意向を示すという事態に陥ってしまった。

#### ポイント

- ・ 中小企業経営者が、長男を社長にしたにも関わらず、なかなか経営権を委譲しなかった事例。
- ・ 経営権の委譲は現経営者が行うべき。後継者から経営権の委譲について言い出すのは困難であり、言い出すことで、逆にトラブルが大きくなる場合もある。

#### 【ケース2】事業承継の準備をしないまま経営者の判断能力が低下したケース



**C:**  
食品製造・販売業の創業者。数年前から健康を害し、Dに代表権を委ねた。  
株式の80%以上及び多くの不動産を保有。



**D:**  
Cの弟で、現在は代表取締役。15年程前に立ち上げた健康食品部門を、会社の中心事業に成長させた功労者。  
銀行から多額の融資を受けて設備投資を行い、業績を拡大。

- 数年前からCは判断能力が低下。Dも体調を崩し事業の一线から退きたいと考えているが、親族内に適当な後継者候補はいない。
- 近年では会社の業績は悪化。一方、Dが融資を受ける際に連帯保証人となっていたCは、連帯保証債務が個人資産を上回る状態となっており、相続が発生すればCの相続人に多額の債務が残る恐れがある。事業承継どころか、事業の継続すら危ぶまれる状況に陥った。

#### ポイント

- ・ 創業者が、事業承継に関して何の取り組みも行わなかったため、事業の継続すら危ぶまれる事態に陥った事例。
- ・ 親族内に後継者候補がない場合、早めに親族外承継を検討する必要がある。

### 【ケース3】後継者に事業用資産の集中が出来なかったケース



**E:**  
小売業、製造業等数社のオーナー。資産総額は数億円（内訳は、現金の他、自社株式、事業用不動産、会社への貸付金等）。



**F:**  
Eの長男。現在は代表取締役社長。



**G:**  
Eの次男。以前グループ会社運営に参画。本業をよそに講じた株投資の損失がリーマンショックで更に大きくなり明るみに。以降追放の身。

- Eが死亡して相続が発生。遺言書が作成されていなかったため遺産分割協議開始。
- Fは、Eの配偶者とともに事業用資産の全てを相続する案を作成して提示したが、Gはこれを拒否し、法定割合での相続を主張。結局、法定割合に基づき、事業用不動産の一部や会社への貸付金等をGに相続させざるを得なかった。
- 小売会社はGへ債務を返済したため資金繰りが逼迫。また、Gは事業用不動産を第三者へ売却する可能性を示しつつ、比較的高額での買取り要求等を行ったため、最近では他の事業にも悪影響が大きくなっている。

### ポイント

- ・相続予定者の中に意思の疎通が図れない人物が存在していたにもかかわらず、十分な生前贈与や遺言の作成がなされなかったため、後継者に事業用資産の集中が出来なかった事例。  
(例えば、遺言書を作成することで、次男Gの権利を法定相続分の半分の遺留分(19ページ参照)まで下げることが可能)

### 【ケース4】自社の魅力（製品に対する思い等）を後継者に承継できず、取引先との友好な関係を築けていないケース



**H:**  
機械製造業のオーナー。創業時からの顧客や新規の顧客から自社の技術に高い評価を得ており、H自身も製品にこだわりがある。



**I:**  
Hの長男。後継者として取締役に就任して久しい。

- Hは、長男Iを取締役に就任させることにより、仕事を通じて、Hが創業以来こだわり続けた製品の魅力を理解してもらえようと思っていた。
- しかし、Iの仕事ぶりを見てみると、Iには自社製品の魅力が伝わっていないようにHは感じている。また、取引先とのコミュニケーションもあまり積極的には行っていない。Hも高齢となり、長年自社と取引してもらっている顧客のために、今後も自社の製品を製造し続けていけるか、毎日焦りと不安の日々を送っている。

### ポイント

- ・自社の魅力を後継者に伝えることができていないため、取引先と友好な関係を築けていない事例。
- ・現経営者から後継者に対して積極的に事業についての対話を行うようにし、自社の強みについて一緒に考える機会を増やす必要がある。

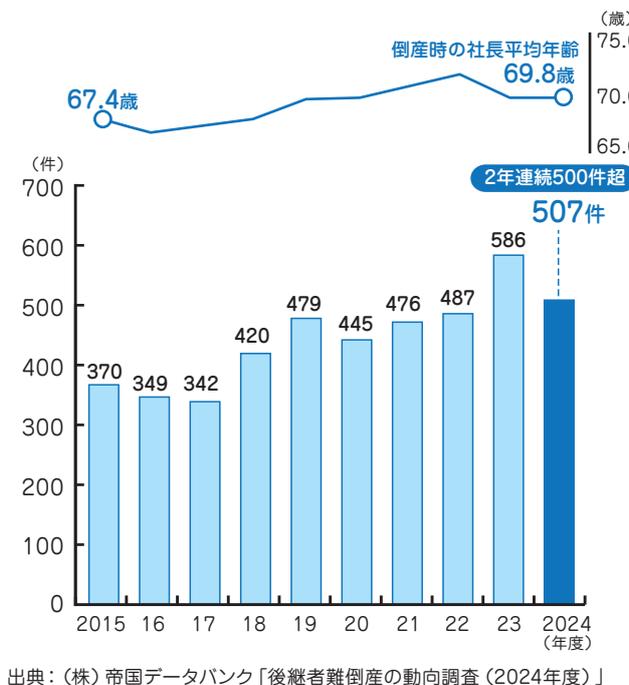
下記の図表は、「後継者難倒産・同倒産時の社長平均年齢（年推移）」（図表1）と「後継者不在率推移」（図表2）及び「経営者の病気・死亡」による倒産の件数（年推移）」（図表3）です。

まず、2024年後継者不在率は前年よりも更に下回り52.1%と過去最低を更新しました（図表2）。この背景として、各自治体、金融機関や商工団体等の地域の支援機関を介して、事業承継の整備・アナウンスが進み各事業者へ認知・浸透したことが、全国的な不在率が低下した要因の一つとされています。

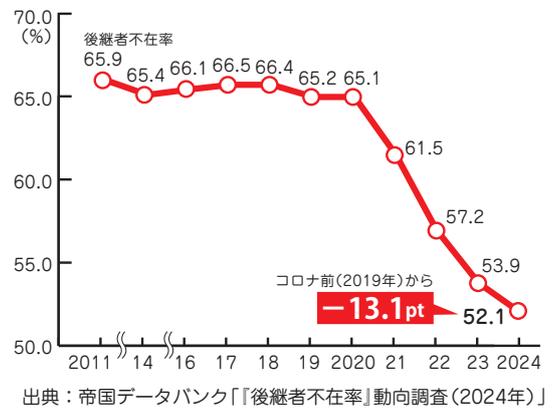
しかしながら年度別の後継者難倒産件数推移をみると、2024年度は507件と、前年の586件より減少しつつも、500件越えで過去2番目に多い数字となっています（図表1）。ここで見逃せないのは、「経営者の病気・死亡」による倒産が増加していることで、2024年は一年間で316件判明しており過去最多を記録しました。このように社長が高齢になれば不測の事態も想定されますし、事業そのものに目を向ければライフサイクルの成熟期を過ぎてしまった企業においては、ビジネスの再構築のためにも後継者交代による若返りでの経営革新も求められるところです。

社長の高齢リスクが高まる中、円滑に次世代へ繋いでいく為にも十分な準備期間を想定した「早めの取り組み」が極めて大切です。事業承継の準備についてはお近くの相談窓口（54 ページ～ 56 ページ）にご相談ください。

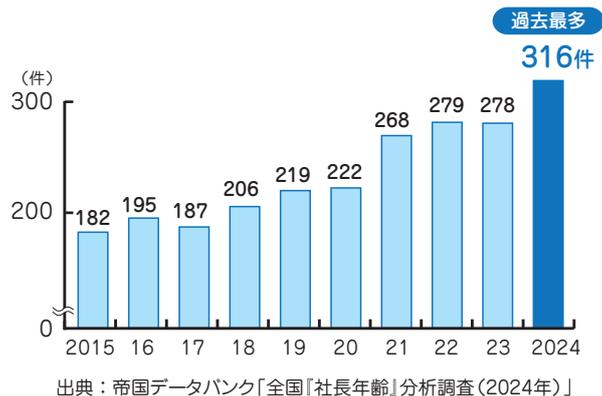
図表1：後継者難倒産・同倒産時の社長平均年齢（年推移）



図表2：後継者不在率推移（全国・全職種）



図表3：「経営者の病気・死亡」による倒産の件数（年推移）

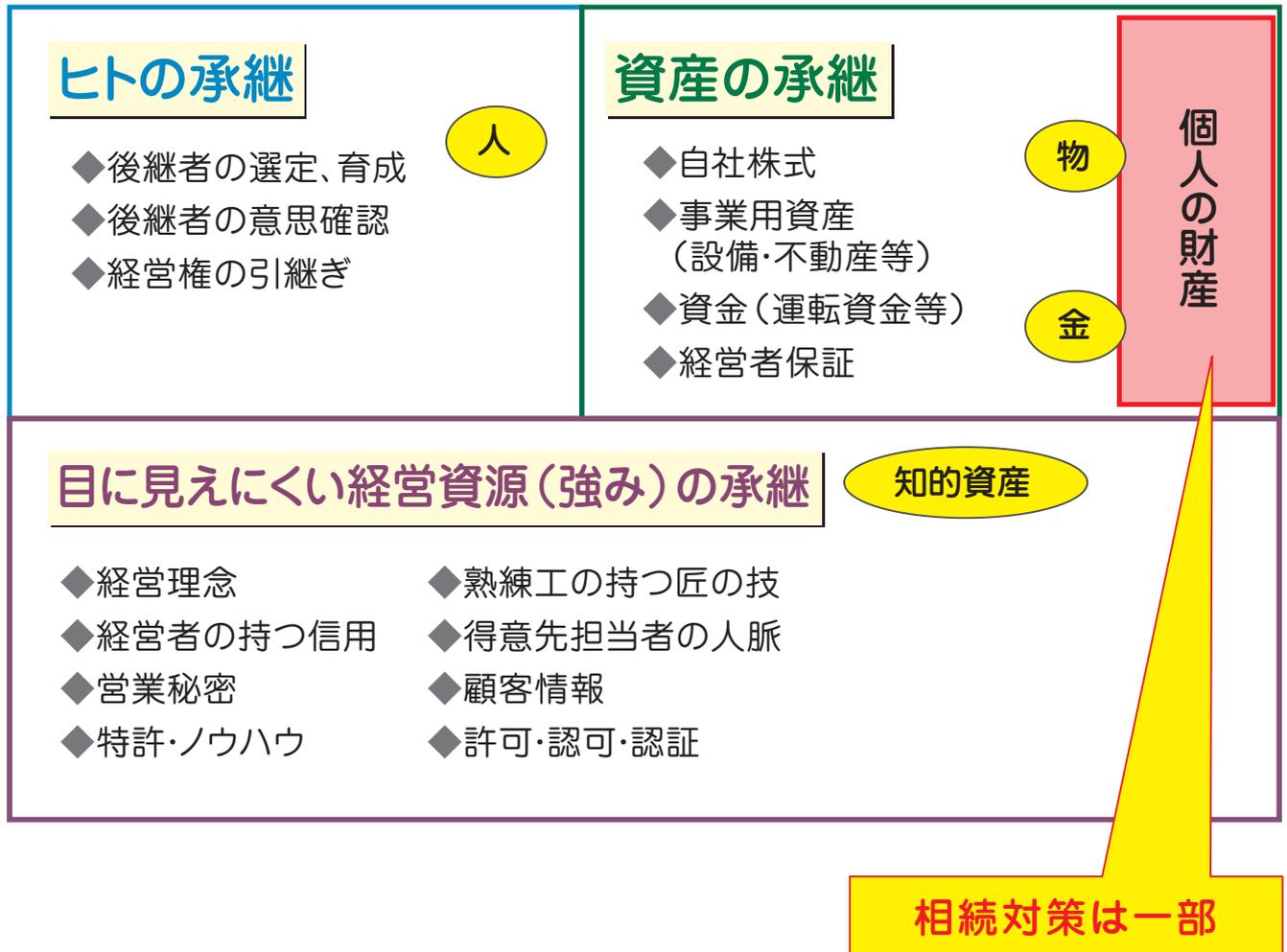


## 第2章

# 事業承継の取り組み

# 1 事業承継とは？

事業承継とは、“現経営者から後継者へ事業のバトンタッチ”を行うことで、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を上手に引き継ぎ、承継後の経営を安定させるために重要です。



「事業承継＝相続対策」と見られがちですが、相続対策は事業承継の取り組みの一部に過ぎません。

知的資産：企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、貸借対照表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称。  
知的資産を把握し、伝えることで、融資を引き出したり、市場にアピールすることができる。

## 2 事業承継は文字通り「事業」の「承継」 受け継ぐべきは「目に見えにくい資産」(知的資産)

アンケートでは、経営者が事業を引き継ぐ際に「取引先との関係の維持」「技術・ノウハウの承継」等、目に見えにくい経営資源の承継に苦労されています(5ページ図表7)。



会社の強みは目に見えにくいことが多く、後継者が「経営」を承継するには、会社の強みの源泉となる知的資産(経営理念、人材、技術、ブランド、ノウハウ、顧客とのネットワーク等)を十分に把握する必要があります。



### 知的資産の棚卸し ⇒ 自社の強み、弱みを知る

現経営者と後継者が対話による「知的資産の棚卸し」に共同で取り組む過程において、「経営の承継」がなされます。

⇒「会社の魅力」の磨き上げにも直結します。



後継者は、把握した知的資産の状況に基づき、強みを活かし弱みを補うための取り組み(新たな知的資産の創造・獲得)を行い、業績の向上に結びつけることができます(知的資産経営)。



現経営者と後継者がお互いの理解を深めるためには知的資産の「見える化」が重要であり、「事業価値を高める経営レポート(※)」の枠組みに沿って一緒に考え、自社の沿革や知的資産、将来に向けた事業のあり方をまとめる取り組みが効果的です(30ページの「事業承継計画表」では「後継者教育」の欄に⇒で記載しています)。

※「事業価値を高める経営レポート」(中小機構)をご参照下さい。

中小機構 事業価値を高める経営レポート

検索

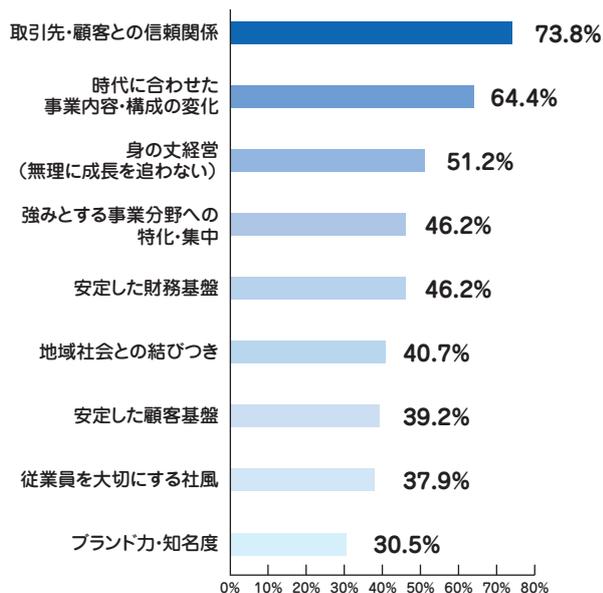
QRコード



## コラム 老舗の強み、生き残りのポイント

事業承継を経験してきた老舗企業に実施したアンケートからも、取引先・顧客との信頼関係といった「目に見えにくい経営資源」が重視されていることがわかります。

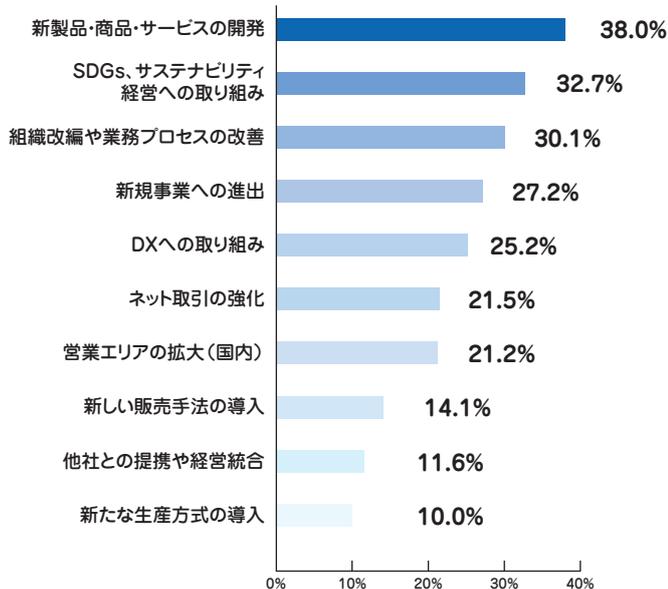
### 100年以上に渡り事業を継続できた理由（複数回答）



注：母数は有効回答企業1085社

出典：株式会社帝国データバンク「『100年経営企業』アンケート調査」

### 100年経営企業の今後の取り組み



注：母数は有効回答企業1066社

出典：株式会社帝国データバンク「『100年経営企業』アンケート調査」

# コラム 現経営者と後継者の事業についての対話

知的資産の「見える化」により現経営者と後継者間で認識を「共有」することが重要です。これにより自社の現状の再確認や、将来の見通しを整理することができます。

会社の強みや弱み、外部環境について現経営者と後継者で共に考える過程を通じて、経営理念や仕事への“こだわり”を承継することにつながります。

中小機構ではツールの一つとして下記の様式をホームページで公開しています(※)。知的資産の「見える化」には現経営者と後継者の対話が重要です。何から話し始めればいいのか分からないといった場合はこのツールを使い、対話をしながら空欄を埋めてみることから始めるのもいいかもしれません。

また、様々な支援機関で事業承継計画策定のサポートを行っています。お近くの支援機関(54～56ページ参照)にご相談されてはいかがでしょうか。

(記入例)

中小企業事業承継円滑化支援事業(個別助言業務)

## 事業承継計画書(骨子)

現経営者氏名(自署): 中小 太郎	後継者氏名(自署): 中小 一郎
<b>I. 事業承継基本方針</b> ・中小太郎から、長男一郎への親族内承継(2027年3月期までに代表者変更及び株式移転)。 ・3年目には社長交代予定。太郎は代表権を一部に譲り会長へ就任。5年目に引退。 ・一郎は外部の後継者研修を受講。 ・太郎は一郎とコミュニケーションをとる中で、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを一緒に考え伝えていく。	
<b>II. 経営理念(企業ビジョン)</b> 「物と心を大切に」、「迅速な配達」をモットーとする 「質の良いサービス」の提供を通じ、物流の力で世の中を良くする。	
<b>III. 沿革</b> ・1986年4月 中小太郎が「株式会社〇〇運輸」を創業 ・1990年10月 国内4力所に営業所を設立 ・1999年4月 中距離運送開始 ・2014年4月 従業員への外部研修制度導入	
<b>IV. 現状の把握(現経営者・後継者が共有しておくべきこと)</b>	
<b>【自社の強み】</b> ・高速道路の入口、港に近い立地の良さ ・定期的に外部研修を従業員が受講することにより、品質の高いサービスを提供。顧客との信頼関係も構築	<b>【自社の弱み】(経営課題)</b> ・営業職員、ドライバー不足による機会損失 ・配送効率の悪さ ・競合他社との過当競争で利益率を逼迫 ・固定顧客への依存度が高い
<b>【事業機会】</b> ・首都圏における大規模イベント、再開による建設資材需要の高まり ・オンラインショッピングの需要の高まりから、宅配便の取り扱い個数の増加	<b>【事業育成】</b> ・燃油コストの上昇 ・年々ドライバー確保が難しくなっている ・ドライバーの時間外労働時間の上限規制(2024年問題)

## V. 事業承継における課題の整理

	課題	解決の担い手	優先度(何をいつまでに実施するか記載)
会社	① 従業員確保と人材育成 ② 配送効率の見直し、IT化の推進 ③ 強み(顧客との関係)の引継ぎ	① 経営者 ② 後継者 ③ 経営者、後継者	① 継続的実施 ② 2026年度 ③ 2025年度
経営者	① 後継者への自社株式、事業用資産の集中 ② 円満な相続対策、後継者以外の相続人への配慮 ③ 事業用資産等の資産の承継	①②③ 経営者 顧問税理士、金融機関にも相談	・2027年3月期までに代表者変更及び株式移転
後継者	① 後継者育成のための研修受講 ② 社内業務経験、現場社員との関係性構築	① 後継者、商工会議所 ② 経営者、後継者	① 2025年度 ② 継続的実施

## VI. 承継カレンダー(代表者交代・株式移転が5年よりも後となる際は、Vの優先度に記載のこと)

		単位:歳・百万円・%				
		2025年3期	2026年3期	2027年3期	2028年3期	2029年3期
企業	年齢	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
	年商	280	280	280	280	280
	経常利益	5	5	10	10	10
	その他	—	—	—	—	—
現社長	年齢	69	70	71	72	73
	役職	社長	社長	会長	会長	会長
	持株割合	100%	100%	0%	0%	0%
後継者	年齢	35	36	37	38	39
	役職	専務	専務	社長	社長	社長
	持株割合	0%	0%	100%	100%	100%

※実際の株式移転等については、税理士等にご相談下さい。

※「事業承継計画書(骨子)」の様式は、下記よりダウンロード可能です。

(記入例とは若干デザインが異なります)

右のQRコードを読み取っていただき、「事業承継計画書(骨子)記入様式」のPDFをダウンロードしてお使いください。

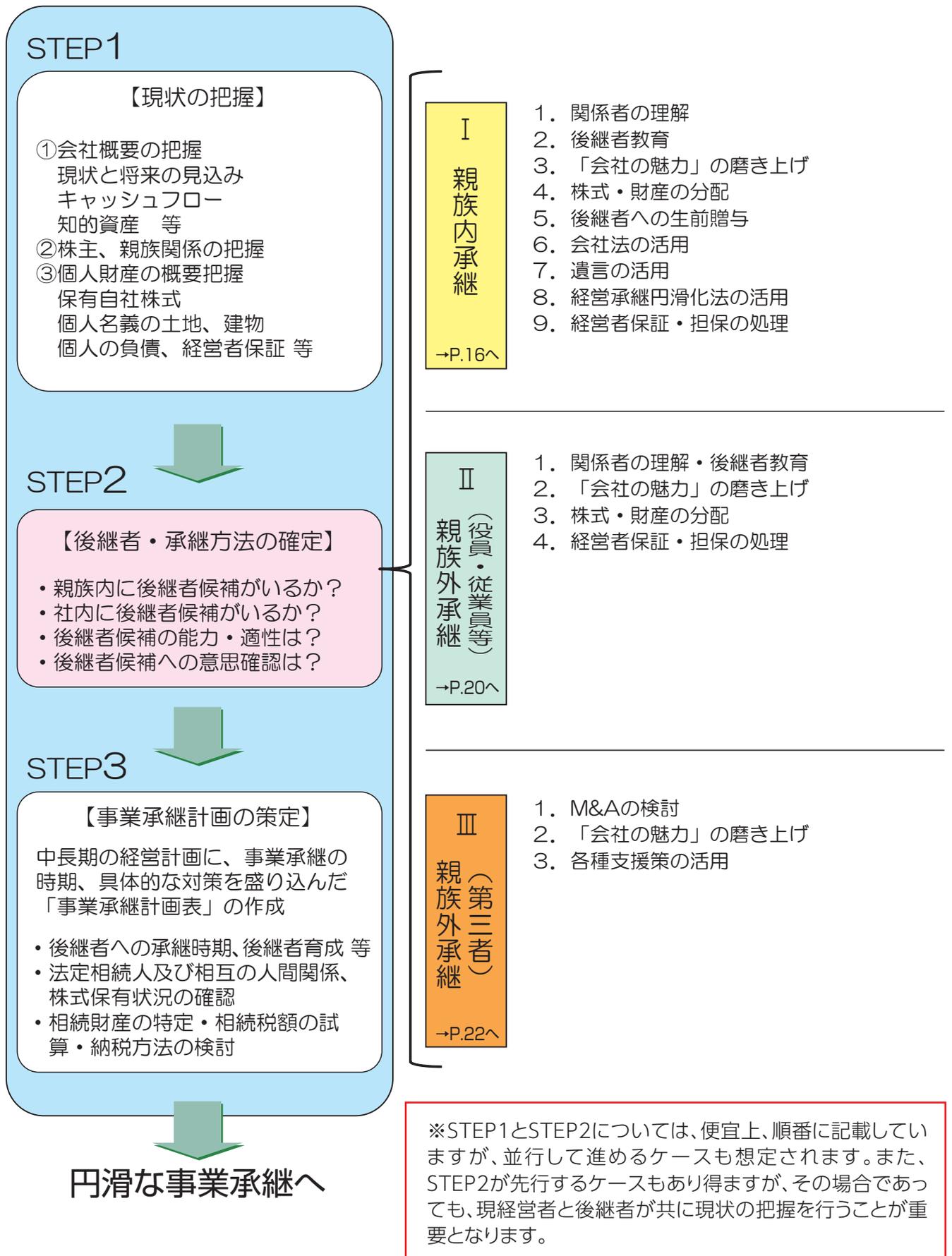
中小機構 事業承継対策

検索

QRコード



### 3 事業承継の進め方



## 4 各承継方法のメリット・デメリット

「誰に会社（経営）を承継させるか（後継者の確定）」によって、様々なメリット・デメリットがあります。後継者選びにあたっては、関係者と意思疎通を図ることや、各承継方法のメリット・デメリットを把握することが重要です。

<p>I 親族内承継</p>	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。</li> <li>• 一般的に後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。</li> <li>• 他の方法と比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。</li> </ul>	<p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。</li> <li>• 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難。</li> </ul>	<p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 後継者が学校卒業後に他社に就職し、一定のポジションに就いている等の場合を含め、家業であっても、早めにアナウンスをして本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。</li> </ul>
--------------------	--	---	--

<p>II 親族外承継 (従業員等)</p>	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 親族内に後継者として適任者がいない場合でも、候補者を確保しやすい。</li> <li>• 業務に精通しているため、他の従業員などの理解を得やすい。</li> </ul>	<p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 親族内承継と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。</li> <li>• 後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多い。</li> <li>• 経営者保証の引き継ぎが難しい。</li> </ul>	<p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 従業員は経営リスクをとる覚悟で入社、就業してきておらず、白羽の矢を立てた幹部等従業員が、経営者となる覚悟を得るためには、早めのアナウンスと本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。</li> </ul>
--------------------------------	---	--	---

<p>III 親族外承継 (第三者)</p>	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身近に後継者として適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる。</li> <li>• 現オーナー経営者が会社売却の利益を獲得できる。</li> </ul>	<p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 希望の条件（従業員の雇用、売却価格等）を満たす譲渡先を見つけるのが困難。</li> </ul>	<p>〈留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社内に後継者がいない場合、検討することを先延ばしにしてしまいがちですが、早めに近くの事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関に相談しましょう。</li> </ul>
--------------------------------	---	---	---

.....  
親族外承継（第三者）には、会社への引継ぎ（M&A）と個人への引継ぎがあります。詳細な説明は、「中小M&Aハンドブック」・「中小M&Aガイドライン」（中小企業庁）をご参照下さい。

中小企業庁 中小M&Aハンドブック

検索

QRコード



## I 親族内承継

親族内承継は現経営者の子息・子女が後継者となるケースの他、甥姪や娘婿、配偶者が後継者となるケースなどもあります。

### 1 関係者の理解

- ◆後継者候補が複数いる場合は、意思疎通を図り、なるべく早期に後継者を決定しましょう。後継者候補へのアナウンスと本人の明示的な了解を確認することが大切です。
- ◆社内や取引先・金融機関に対して、事業承継計画を公表するなどの事前説明を行っておくことが重要です。
- ◆後継者の会社経営を支える将来の役員や幹部の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備します。



### 2 後継者教育

経営に必要な能力・知識を習得するために、社内・社外での教育を実施します。例えば、以下のようなものです。

#### ①社内での教育

- ◆現経営者と後継者との事業についての対話 (17ページ③参照)
- ◆自社の各部門のローテーション
- ◆責任ある地位に就けて権限を委譲

#### ②社外での教育

- ◆他社勤務や子会社経営を通じて、幅広い人脈の形成や経営手法を習得
- ◆中小企業大学校で実施している経営後継者研修や中小企業支援団体が実施するセミナーへの参加

### 3 「会社の魅力」の磨き上げ(11ページ参照)

会社の強み・弱みを**現経営者と後継者が一緒に考えること**が大切です。

- ◆現経営者は、自社株式・事業用資産といった目に見える資産だけでなく、経営理念、ノウハウ、顧客とのネットワークといった目に見えにくい経営資源（知的資産）を後継者に伝えることが重要です。
- ◆会社の実態を把握するために、現経営者と後継者が一緒に「事業価値を高める経営レポート」（11ページ下段参照）の枠組みに沿って考え、自社の沿革や知的資産、将来に向けた事業のあり方をまとめる取り組みが会社の磨き上げにつながります。

### 4 株式・財産の分配

株式・財産の分配においては、①後継者への自社株式、事業用資産の集中、②後継者以外の相続人への配慮、という2つの観点からの検討が必要です。

#### ①後継者への自社株式、事業用資産の集中

- ◆後継者が安定的に経営をしていくためには、後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させることが必要です（株主総会で重要事項を決議するために必要な2/3以上の議決権の確保が目安）。
- ◆自社株式や事業用資産は経営者の相続財産に占める割合が高く、後継者に集中的に承継させると、後継者や会社は、自社株式や事業用資産の買い取りや相続税の納付のため、多額の資金が必要になるケースがあります。専門家と相談して対策を検討しましょう。

#### ②後継者以外の相続人への配慮

- ◆生前贈与や遺言を用いる場合でも、後継者以外の相続人の遺留分による制限があります。

遺留分：兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限度の資産承継の権利を保障するための制度。例として相続人が妻及び子供二人の場合、妻が1/4、子供がそれぞれ1/8の割合に相当する額の遺留分を有し、その額を侵害するような贈与や遺贈を受けたときは、遺留分侵害額に相当する金銭を請求される場合がある。

## 5 後継者への生前贈与

自社株式等の生前贈与は、権利の移転が現経営者の生前に実現するので、後継者の地位が安定する点で有効ですが、以下の点で注意が必要です。

### ①遺留分等民法上の問題

◆生前贈与で分け与えた財産については、相続発生の際、後継者以外の相続人の遺留分による制約を受けるため、財産分配方針を決定した上で計画的に行うことが必要です。

◆令和元年7月1日より、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求ができるようになりました。また、請求を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合、裁判所に支払期限の猶予を求めることができます。

※自社株式等の生前贈与をするときは、経営承継円滑化法「民法の特例」の活用も検討しましょう。

### ②贈与税の課税制度の検討

◆贈与税には2つの課税制度（暦年課税制度・相続時精算課税制度）があります（令和5年度税制改正は49ページ参照）。どの制度を採用するにせよ、現経営者の生前に計画的に事業承継に取り組むことが、円滑な事業承継のために重要です。

暦年課税制度：暦年毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税。110万円の基礎控除があるが、税率は10%～55%の累進税率。

相続時精算課税制度：60歳以上の親（又は祖父母）から18歳以上の子（又は孫）への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度。2,500万円の特別控除があり、それを超えた額については一律20%の税率を適用。

※上記の他、経営承継円滑化法の「非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度」の活用を検討することも有益です。

※令和6年1月1日以後に受ける贈与は変更があります。（令和5年度税制改正 49ページ参照）

## 6 会社法の活用

◆現時点で既に自社株式が分散している場合には、可能な限り買取り等を実施して、後継者に自社株式を集約します。株式を分散させないためには、定款に譲渡制限規定を設けることが有効です。

譲渡制限規定：株式の譲渡について、会社の承認を必要とする規定。

◆自社株式の集中や分散防止対策として、議決権制限株式、拒否権付種類株式（黄金株）、相続人に対する売渡請求等の活用も有効です。

議決権制限株式：株主総会での議決権が制限されている株式。後継者には議決権のある株式を、後継者以外の相続人には議決権制限株式を与えることで、後継者に経営権を集中することが可能となる。

拒否権付種類株式(黄金株)：特定の決議事項について拒否権を有する株式。先代経営者が黄金株を保持することで、後継者が独断専行経営を行うといった事態を防ぐことが可能となる。

相続人に対する売渡請求：相続によって株式を取得した者に対して、会社が株式の売渡請求を行い、強制的に買い取ることができる制度。

## 7 遺言の活用

◆遺言書を作成することで、後継者に自社株式、事業用資産を集中することが可能です。ただし、遺言はいつでも撤回できるため、生前贈与と比べて後継者の地位が不安定となり、遺留分の問題や遺言書の有効性をめぐるトラブルが起ることもあります。また、遺言書は相続発生後に開示されるため、当事者の思惑と異なり相続後の事業運営に支障をきたすこともあることから、計画的承継手法の推進を図ること等の取り組みが大切です。

◆各種遺言の中で、公正証書遺言が自筆証書遺言に比べて有効です。

自筆証書遺言：軽易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思に従って作成することができ、手軽かつ自由度の高い制度。平成31年1月13日より、財産目録については自書しなくてもよくなり、また、令和2年7月10日より法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなりました。

公正証書遺言：法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立会うなど厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度。また、遺言者は、遺言の内容について公証人の助言を受けながら最善の遺言を作成することができ、遺言能力の確認なども行われる。

## 8 経営承継円滑化法等の活用 (32~46ページ参照)

◆現経営者の生前に計画的に事業承継に取り組むにあたって、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度、遺留分に関する民法特例、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例といった経営承継円滑化法の活用を検討することも有益です。

## 9 経営者保証・担保の処理

◆経営者保証については、将来的に多額の返済負担を負う可能性があることから、後継者確保のネックの一つになっています。

◆そのため、事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、経営者保証を不要とする信用保証制度「事業承継特別保証」などの活用を検討することが有効です。(43ページ参照)

## Ⅱ 親族外承継（役員・従業員等）

親族外承継（共同創業者、番頭格の役員、工場長等の従業員、優秀な若手従業員等）では、一般的に後継者の株式取得資金の調達や経営者保証の引き継ぎ等が承継の課題となります。

将来の経営者の子息等への中継ぎとして、一時的に親族外承継が行われることもあります。

### 1 関係者の理解・後継者教育

- ◆基本的には親族内承継の場合と同様ですが、関係者の理解を得るまでにより多くの時間がかかることもあるため注意が必要です。
- ◆従業員は経営者となることを意識して入社・就業していないことから、早めにアナウンスを行い、本人の明示的な了解を確認することが大切です。
- ◆現経営者の親族の意向や後継者候補の経営方針は、十分に確認しておくことが重要です。

#### 【関係者の理解を深めるためのポイント】

- ・事業の継続性を保つため、事前に経営理念や経営計画を明確にし、社内に公表します。
- ・後継者候補が事前に一定期間役員等として勤務します（内部昇格）。
- ・事業承継後も、現経営者が一定期間後継者をサポートすることが有効な場合もあります。

### 2 「会社の魅力」の磨き上げ（11ページ参照）

基本的には親族内承継と同様です。ただし、親族外に承継する際には、後継者の不安を和らげるため、財務諸表の開示等会社の実態をより丁寧に伝える努力が必要です。

### 3 株式・財産の分配

一般的には、経営者の親族でない経営陣や従業員には株式を取得するための十分な自己資金がないケースが多いですが、以下のような手法がありますので専門家と相談しながら検討しましょう。

#### ①会社法の活用

◆議決権のある普通株式を後継者に取得させて経営権を集中しつつ、配当を優先させた議決権制限株式を後継者以外の親族に相続させてバランスをとることも考えられます。

#### ②事業承継のための資金調達

◆株式取得資金については、経営陣の能力や事業の将来性を担保として、金融機関の融資や投資会社の出資等を受けられる場合もあります。

◆MBO (Management Buy-Out: マネジメント・バイ・アウト) は、会社の経営陣 (マネジメント) が株式を取得して経営権を取得する手法です。株式は、経営陣が個人として取得する方法があるほか、株式を取得するための受け皿会社 (SPC: 特別目的会社) を設立し、受け皿会社が取得する方法もあります。

#### ③経営承継円滑化法等の活用 (32~46ページ参照)

◆親族以外の後継者でも「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が適用できます (平成27年1月1日以後の贈与又は遺贈に適用)。

◆また、対象が親族内承継に限定されていた民法特例制度も、親族外承継の際に適用できるようになりました (平成28年4月1日以後の贈与に適用)。

◆都道府県知事の認定を前提に、株式会社日本政策金融公庫による後継者個人への融資が活用できる場合もあります。

### 4 経営者保証・担保の処理

◆経営者保証については、将来的に多額の返済負担を負う可能性があることから、後継者確保のネックの一つになっています。

◆そのため、事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、経営者保証ガイドラインの活用による保証解除や経営者保証を不要とする信用保証制度「事業承継特別保証」などの活用を検討することが有効です。(43ページ参照)

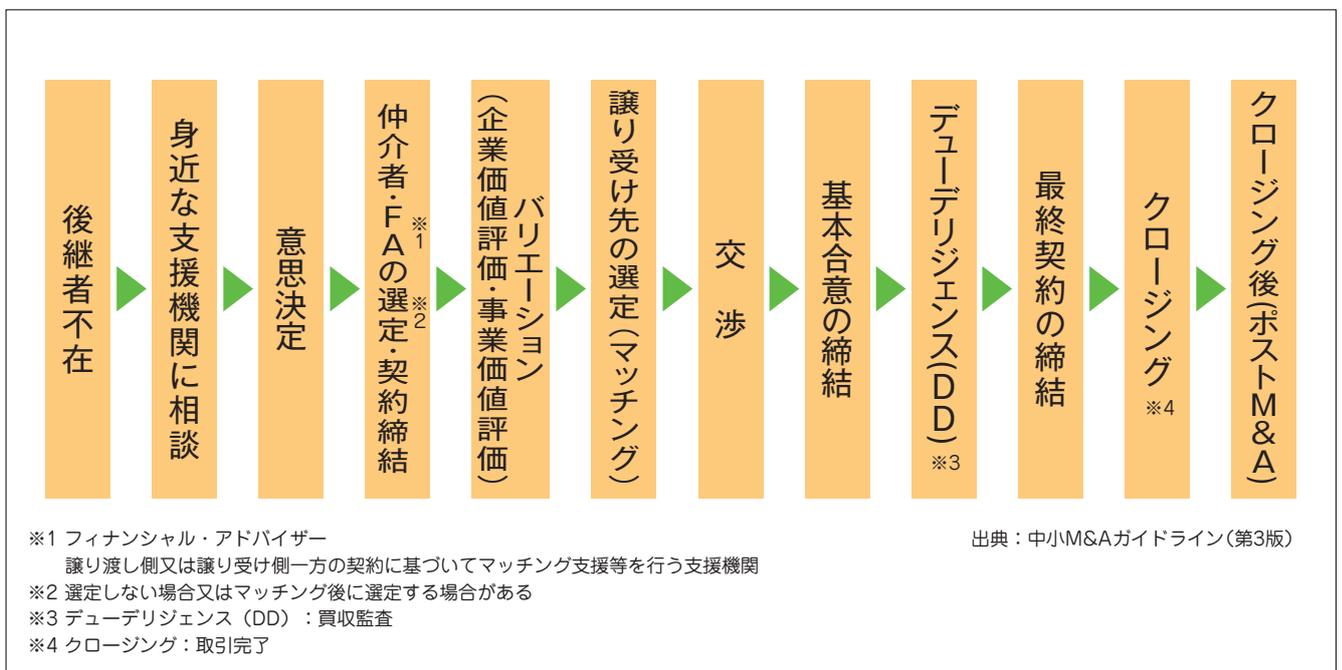
### Ⅲ 親族外承継（第三者）

親族や従業員など、身近なところに後継者候補がない場合などに検討されるもので、マッチングにより外部人材や事業譲渡先企業を選定（M&A）するものです。

M&A：合併(Merger)と買収(Acquisition)を意味する言葉で、会社全部を譲渡する場合や一部を譲渡する場合など、さまざまな形態がある。近年、中小企業におけるM&Aの件数が増加している。

#### 1 M&Aの検討

- ◆M&Aを進めるにあたっては、社内・社外に対する秘密保持が最重要です。一方、譲渡先企業に対しては、自社に都合の悪いことでも、「隠し事をしない」ことが大切です。
- ◆M&Aは、交渉次第で譲渡条件が大きく異なります。事業承継・引継ぎ支援センターや専門の支援機関に相談してみることも有効です。



## 2 「会社の魅力」の磨き上げ

- ◆「引き継いでもらえる」会社になるためには、「会社の魅力」の磨き上げが重要です。
- ◆現時点で会社を売却した場合の価格の目安を試算し、企業価値を向上するための指標とすることが有効となります。

### 【「会社の魅力」の磨き上げのポイント】

- ①本業の競争力強化（「知的資産」（強み）の認識、見える化とその活用等）
- ②経営体制の総点検（業務の改善、無駄な経費支出の削減等）
- ③経営強化に資する取組（貸借対照表のスリム化、オーナーと企業との線引きの明確化等）

## 3 各種支援策の活用 (42～56ページ参照)

- ◆全国47都道府県に設置されている事業承継・引継ぎ支援センターでは、事業の引継ぎ先企業との引き合わせ（マッチング）、契約締結に向けた支援を行っています。（54、55ページ参照）
- ◆株式会社日本政策金融公庫では、後継者不在等の企業をM&A等により取得するための資金について融資を行う制度があります。（42～45ページ参照）

.....  
親族外承継（第三者）には、会社への引継ぎ（M&A）と個人への引継ぎがあります。  
詳細な説明は、「中小M&Aハンドブック」・「中小M&Aガイドライン」（中小企業庁）をご参照下さい。



QRコード

中小企業庁 中小M&Aハンドブック

検索

## 5 事業承継計画の策定

### ① 事業承継計画の策定にあたって

現状の把握や将来の見通しを明確にすることは、円滑な事業承継において有効です。

#### 【現状の把握】

##### ① 会社の経営資源の状況はどうなっていますか？

従業員数、年齢層、資産、負債、キャッシュフローの現状や今後の見込みなど。

##### ② 会社の経営リスクの状況はどうなっていますか？

事業の外部環境や、会社の競争力の現状や将来性など。

##### ③ 経営者自身の事業用資産等はどうなっていますか？

自社株式の保有状況、個人名義の土地・建物、負債、経営者保証の状況など。

##### ④ 後継者候補はいますか？

後継者候補は、親族内ですか？それとも従業員や外部からの招聘ですか？現時点で未定の場合、後継者についてどう考えていますか？

後継者候補の能力や適性、年齢や経歴、事業への興味、会社経営に対する意欲はどうですか？

経営に対する価値観や信条等を明確にするため、後継者候補に経営者の経営理念や経営方針を伝えていますか？

##### ⑤ 相続が発生する際に予想される問題点がありますか？

法定相続人及び相互の人間関係・株式保有状況等の確認は行っていますか？

相続財産の特定や、相続税額の試算、納税方法（相続税・贈与税の納税猶予制度）の検討などは行っていますか？

## 【将来の見通し】

### ⑥中長期的な経営計画を作成しましょう。

- ☑会社の現状を詳細に分析した上で、中長期的な方向性（経営ビジョン）の決定、売上高、利益等の数値目標を設定し、これらの達成に向けた具体的な行動予定や作業項目を明らかにすることが重要です。

### ⑦事業承継の具体的な時期を検討しましょう。

- ☑事業承継対策には、一定の期間が必要です。具体的な取り組み時期を検討して、早めに取りかかりましょう。

### ⑧さまざまな支援策があります。会社の課題に応じて活用を検討しましょう。

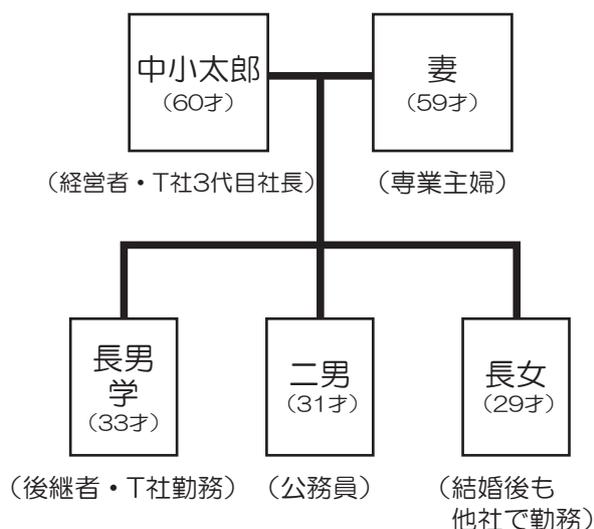
- ☑経営承継円滑化法による相続税や贈与税の納税猶予制度、遺留分に関する民法特例、金融支援策、所在不明株主に関する会社法の特例の活用。
- ☑事業用財産の後継者への集中を図るため、遺言の活用を検討。
- ☑株式を分散させないために、定款に「譲渡制限」ならびに「相続人に対する売渡請求」規定を設けることなど。
- ☑経営者保証を不要とする信用保証制度の活用。

※支援策を検討するにあたっては、地域の支援機関（54～56ページ参照）に相談することをおすすめします。

## ② 事業承継計画の策定（T社の事例）

次のT社の事例（親族内承継）を通じて事業承継計画表作成の流れを見ていきましょう。

### 中小太郎の家族関係



### 会社の経営資源

業種	製造業	薬品・健康食品
資本金	25百万円	500円/株
売上高	1,000百万円	×50,000株
経常利益	50百万円	
従業員数	40人	太郎、学のほか太郎の弟とD氏
役員	4人	

- 太郎の祖父の代に創業し、現在創業80年。
- 長男学は大手製薬会社勤務後3年前に当社に就職。
- 本社工場と東京営業所あり。
- 学のアイデアによる健康食品の新商品を開発中で、ヒットすれば会社の業績は飛躍的に伸びる可能性あり。

### 財産の状況（太郎名義）

• T社株式	175百万円
(70%保有・35,000株@5,000円)	
• 不動産（自宅）	75百万円
(相続税評価額)	
• 預貯金	50百万円
合計	300百万円

### 株主の状況

• 太郎	70%	• 太郎の弟	10%
• 太郎の伯母A氏	5%	• 太郎の叔父B氏	5%
• 元役員C氏	5%	• 役員D氏	5%

祖父の代の相続で太郎の伯母、叔父に分散しており、元役員C氏も含め高齢である。

## 【事業承継の基本方針】

- ◆ 中小太郎から、長男学への親族内承継。
- ◆ 5年目に社長交代予定。代表権を学に譲り、太郎は会長へ就任。太郎に退職金を支給。太郎は10年目に引退。

### ヒトの承継

#### ① 関係者の理解

- 後継者候補の学へ事業を引き継ぐ覚悟の有無を確認
- 家族会議で学を後継者とすることを決定
- 1年目に社内の役員、従業員に事業承継計画を公表
- 5年目に学を後継者とすることを金融機関・取引先企業に公表
- 学を取締役（1年目）、専務（3年目）、社長（5年目）とし、段階的に権限を委譲

#### ② 後継者教育

- 社内では工場→営業部門→本社管理部門と各部門をローテーション
- 外部の後継者研修も受講
- 太郎は学とコミュニケーションをとる中で、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを一緒に考え伝えていく

### 資産の承継

#### ③ 株式・財産の分配

- 既に分散している株式を会社が買い取る（金庫株）
- 相続が発生した時に備えて、相続人に対する売渡請求制度を導入する
- 毎年暦年課税制度による贈与で太郎から学へ株式を贈与し、5年目に相続時精算課税制度による贈与で相当数の株式を贈与する
- 遺留分対策として、「経営承継円滑化法」の民法特例の活用を検討
- 遺留分に配慮した遺言書の作成  
（妻へは自宅不動産と現預金、学へは自社株式、二男・長女へは現預金を遺留分に配慮し配分）

※令和5年度税制改正（49ページ）もご確認ください。

# 事業承継計画表（親族内承継）

## STEP1 会社の事業計画と定款・株式などの整備

### 【基本方針】

- ・ 中小太郎から、長男学への承継。
- ・ 5年目に社長交代（太郎は代表権を学に譲り会長へ就任。10年目に引退）

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業計画	売上高	10億円	→					13億円	→					15億円
	経常利益	5千万円	→					7千万円	→					9千万円
会社	定款・株式・その他		定款・労働規則の見直し	「相続人に対する売渡請求制度」の導入	太郎の弟から自社株式取得（金庫株）	元役員C氏から自社株式取得（金庫株）	太郎に退職金支給							
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     まず、会社の中長期の事業計画を作成します。                 </div>												
現経営者（太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
	役職													
	関係者の理解													
	後継者教育	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     親族外の株主に相続が発生した時に備えて、株式を会社が売り渡し請求をできるように定款に定めます。                 </div>												
	株式・財産の分配													
	持株（％）※													
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳		
	役職													
	後継者教育	社内												
		社外												
	持株（％）※													
補足														

- ・ 分散している株式を会社が買取、金庫株として保有します。
- ・ 株式取得に必要な資金を調達します。
- ・ 良好な関係先から順次実行します。

社長交代の時に太郎に退職金を支給します。この財源の準備が必要です。保険の活用も有効です。

※現経営者および後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

# 事業承継計画表（親族内承継）

## STEP2 現経営者と後継者の計画

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高												
	経常利益												
会社	定款・株式・その他		後継者が決まり、基本方針が決まれば、まず社内に公表します。				暦年贈与で毎年株式を後継者に少しずつ贈与し、退職金の支給で株価が下がった時に精算課税制度により、まとめて贈与します。この時、中小企業経営承継円滑化法の民法特例の活用も検討します。						
	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
現経営者（太郎）	役職	社長	→				会長	→		取締役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表			取引先・金融機関に公表							
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する											
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成						
	持株（%）※	70%	67%	64%	61%	58%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
		毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
		→											
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→			
	後継者教育	社内	工場	営業部門	→		本社管理部門	→					
		社外	継続的に 対外研修 受講	経営革新塾	→								
	持株（%）※	0%	3%	6%	9%	12%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
	毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度							
	→												
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討</li> <li>●遺留分に配慮した遺言書の作成（妻へは自宅不動産と現預金、長男学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分）</li> </ul> 注意：計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。												

※事業承継税制（特例措置）を活用する場合には、期限があります。詳しくは38、39ページをご参照ください。  
 ※現経営者および後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

# 事業承継計画表（親族内承継）

## 総合

完成

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高	10億円	→				13億円	→				15億円	
	経常利益	5千万円	→				7千万円	→				9千万円	
会社	定款・株式・その他		定款・労働規則の見直し	「相続人に対する売渡請求制度」の導入	太郎の弟から自社株式取得（金庫株）	元役員C氏から自社株式取得（金庫株）	太郎に退職金支給						
現経営者（太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	社長	→				会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表								
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する											
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成						
	持株（%）※	70%	67%	64%	61%	58%	55%	10%	10%	10%	10%	10%	
	→ 毎年贈与（暦年課税制度）					→ 相続時精算課税制度							
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→			
	後継者教育	社内	工場	→		営業部門	→		本社管理部門	→			
		社外	継続的に対外研修受講	→		経営革新塾							
	持株（%）※	0%	3%	6%	9%	12%	15%	60%	60%	60%	60%	60%	
		→ 毎年贈与（暦年課税制度）					→ 相続時精算課税制度						
補足	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討</li> <li>遺留分に配慮した遺言書の作成（妻へは自宅不動産と現預金、長男学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分）</li> </ul> 注意：計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。												

※事業承継税制（特別措置）を活用する場合には、期限があります。詳しくは38、39ページをご参照ください。  
 ※現経営者および後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。

# 第3章

## 事業承継に関する支援施策の紹介

# 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

事業承継税制や、民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立しました。

## 1. 事業承継税制

### ① 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

※都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る相続税・贈与税を納税猶予（雇用確保を始めとする5年間の事業継続が要件）。

### ② 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

## 4. 会社法の特例

◇都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例を新設。

## 事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

## 2. 民法の特例

◇一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

### ① 生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

贈与株式が遺留分算定の基礎財産から除外されるため、相続に伴う遺留分侵害額請求を未然に防止。

### ② 生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分算定の基礎財産から除外されるため、経営意欲が阻害されない。

◇手続については、後継者が単独で申立てができることがポイント。

（従来の遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行う必要があった）

## 3. 金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者または、承継予定者個人に対して、以下の特例を設ける。

### ① 中小企業信用保険法の特例

（対象：中小企業者、その代表者、承継予定者個人）

### ② 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

（対象：中小企業の代表者、その承継予定者個人）

親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、以下のような幅広い資金ニーズに対応

- ・株式、事業用資産の取得資金
- ・信用力の低下時の運転資金
- ・相続税負担

※民法（相続法）改正により、遺留分を侵害された者は、侵害者に対し、侵害額に相当する金銭の請求のみが可能となりました（令和元年7月1日施行）。

※個人版事業承継税制の創設に加え、民法の特例（除外合意）の対象が個人事業主の事業承継の際にも適用できるよう拡充されました（令和元年7月16日施行）。

# 経営承継円滑化法の対象となる事業者は？

## 事業者の規模

○既存の中小企業支援法と同様、労働集約性や資本効率等を踏まえ、一部の業種につき、政令により中小企業の範囲を中小企業基本法上の中小企業より拡大。

中小企業基本法上の中小企業の定義

政令により範囲を拡大した業種（黄色部分を拡大）

	資本金	又は 従業員数		資本金	又は 従業員数
製造業 その他	3億円以下	300人以下	→	ゴム製品製造業（自動車 又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下		ソフトウェア・情報処理 サービス業	3億円以下 300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下		旅館業	5千万円以下 200人以下
サービス業		100人以下			

※上記特例により対象となる「ゴム製品製造業」としては、ゴムホース、ゴム手袋やゴム草履業等がある。

## 適用要件

### 【民法特例】（41ページ参照）

○民法特例を利用できる中小企業の要件として、除外合意等の時点で3年以上継続して事業を行っていることを規定。

### 【金融支援】（42ページ参照）

- 金融支援に係る知事認定の要件として、事業承継後に売上高が減少したことや相続税負担が発生していること等を規定。【法第12条】
- 日本政策金融公庫等が中小企業者の代表者やその予定者に貸し付けることが出来る資金として、株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金、遺留分減殺請求への対応資金等を規定。

### 【会社法の特例】（46ページ参照）

○会社法特例に係る知事認定要件として、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が①経営困難要件、②円滑承継困難要件の両方の要件を満たすことを規定。

.....  
 詳細な説明は「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル」（中小企業庁）をご参照下さい。

中小企業庁 中小企業経営承継円滑化法

検索

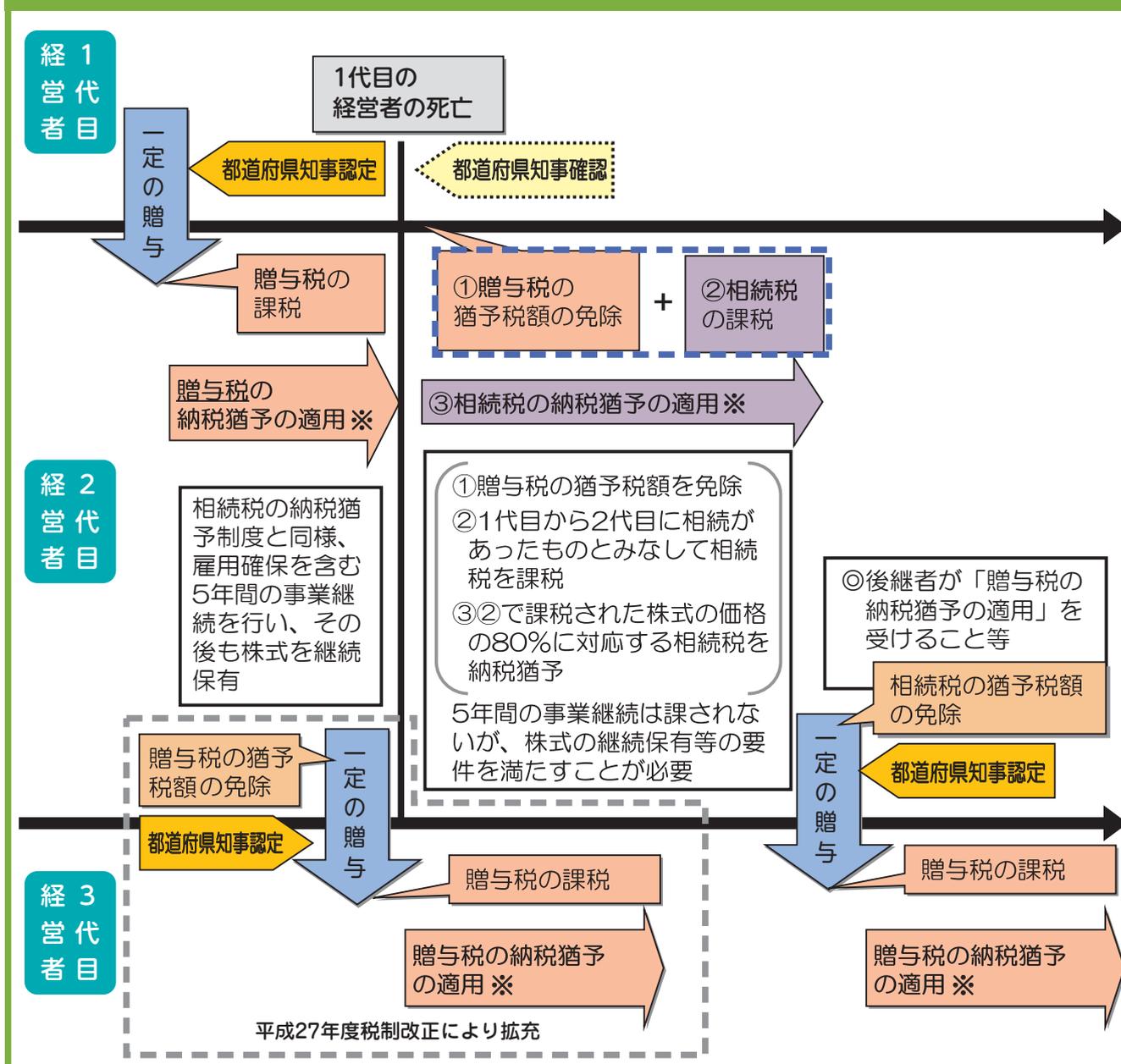
QRコード



## 2 事業承継税制

事業承継税制では、相続税及び贈与税の納税猶予制度を組み合わせることで、相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減することができ、将来にわたって、円滑な事業承継が可能となります。また、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後、初代経営者が存命中に2代目経営者が3代目経営者に対して再贈与を行う場合も、贈与税の納税義務が生じないように、税制が拡充されました。さらに、平成30年度税制改正により、特例措置が講じられています(38ページ参照)。

### 事業承継税制の全体像のイメージ 《生前贈与により株式の承継を行っていくケース》



※事業承継税制の対象となる株式の上限は、発行済議決権株式総数の $\frac{2}{3}$ (後継者が相続、贈与前から既に保有していた株式を含む)ですが、平成30年度税制改正により制定された特例措置では上限が撤廃されています。また、相続時の納税猶予割合は80%ですが、100%に拡大されています(38ページ参照)。

某地方製造業 X 社

- 会長：創業者の A さん
- 社長：長男の B さん

### 現状

長男Bさんが後継者候補であった頃から、X社の株式はBさん以外の兄弟等にも分散していました。

長男Bさんが社長となった後も会長Aさんが引き続き数十%を保有していることから、会長Aさんが保有する株式の動向が経営権に影響を与えかねないことを経営幹部も心配していました。

会長Aさんは90歳代と高齢ですが健康であり、当該株式の取り扱いについて会長Aさんに進言する機会もなく、関係者は不安を抱えつつ見守っていました。

### 経営承継円滑化法の検討

「経営承継円滑化法を検討してみたらどうだろうか？」(顧問税理士・公認会計士からのアドバイス)

X社は業歴も長く、健全経営を続けてきたことから、自社株式評価も高く、将来の相続発生時の納税負担についても心配な状況にありました。

中小企業経営承継円滑化法の施行に伴い、顧問税理士・公認会計士は、この法律の活用が良いのではと考え、社長Bさんならびに経営幹部と相談して、この法律の「相続税の納税猶予制度」について会長Aさんに説明し、活用を検討することを勧めました。

「まさしく当社のような会社を対象とした法律じゃないか。早速検討してみよう」

「相続税の納税猶予制度」についての概要説明資料を会長Aさんにお見せし、制度の内容について説明を行ったところ、「この法律はまさしく当社のような会社を対象としているので、積極的に行動を起こしたい」と好反応。早速、社長Bさんほか経営幹部は、顧問税理士・公認会計士の指導・協力を得て「事業承継計画」を作成、計画作成過程で示された会長Aさんの意向(社長である長男Bさんに会長Aさん保有の自社株式を全て相続で承継する旨の計画)を明記し、これを都道府県に申請し、受理されました(「事前確認制度」は、平成25年4月1日以降、任意制度になりました)。

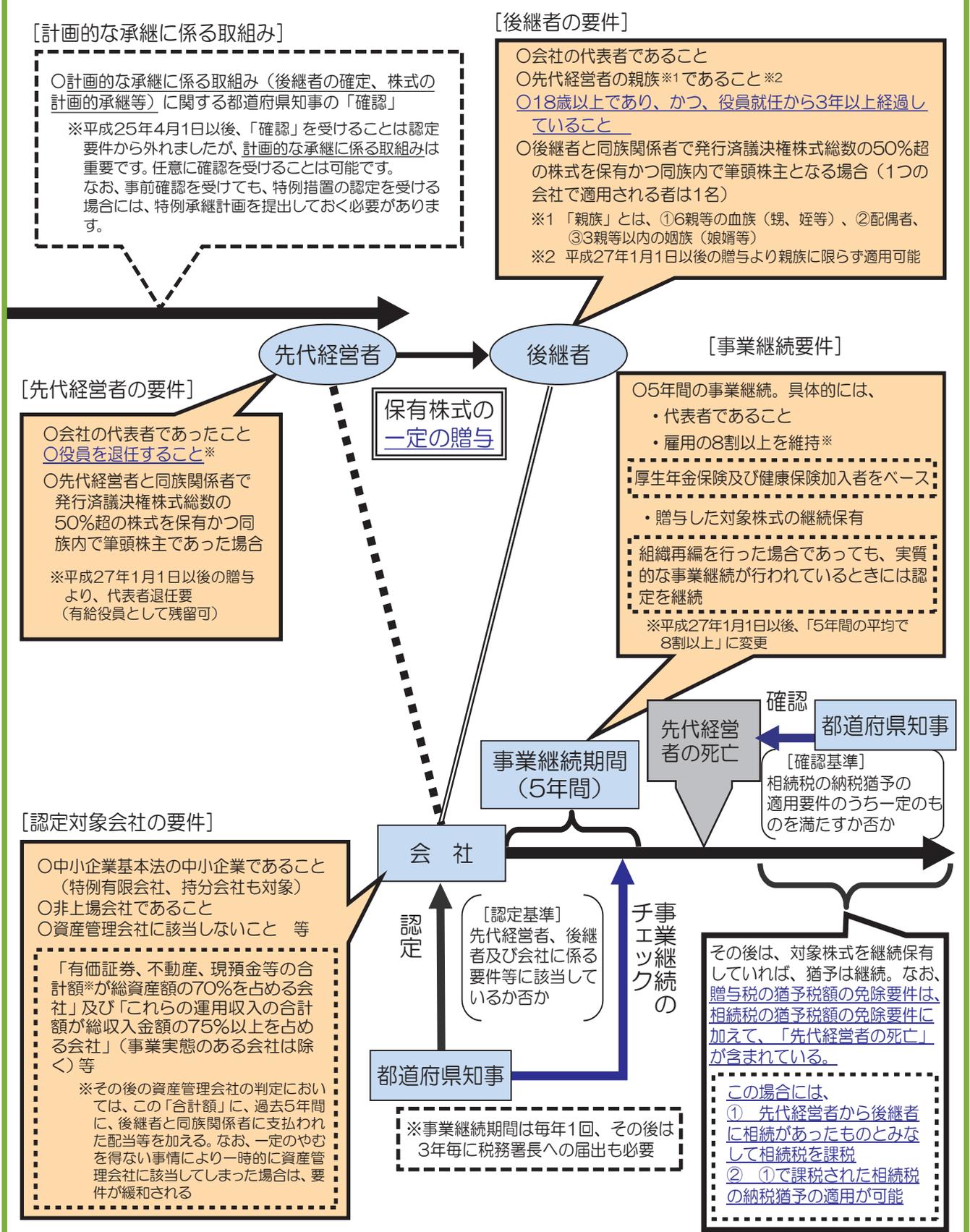
### 明確になった方向性

経営承継円滑化法の活用検討は、効果として、「事業承継計画作成」に結びつき、その作成過程の中で社長BさんがX社の後継者であることが名実ともに明確となりました。社長Bさんならびに経営幹部も安心し、また社内外にもアナウンス効果が図られました。

# ① 贈与税の納税猶予・免除制度（一般措置）

## 贈与税の納税猶予・免除制度の概要

※図中の下線部分は、相続税の納税猶予制度との相違部分



税制改正により、令和8年3月31日までに特例承継計画を提出し、令和9年12月31日までに実際に承継を行う者を



### ③ 法人版事業承継税制（特例措置）の概要

## 中小企業の事業承継支援を抜本強化します

### 事業承継税制の抜本拡充

利用できるのは

法人の経営者

相続税、贈与税



事業承継税制が大きく変わったと耳にしました。  
令和9年12月31日迄に後継者に引き継ぐ必要があると聞きましたが、本当ですか？



事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する

**「事業承継税制」が、10年間<sup>\*</sup>に限って大きく拡充されています！**

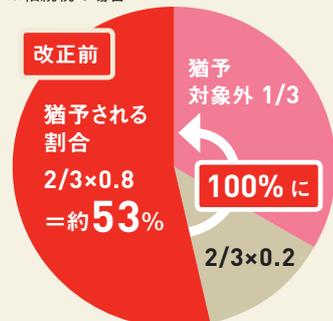
(<sup>\*</sup>平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。)

#### 特例措置の特徴

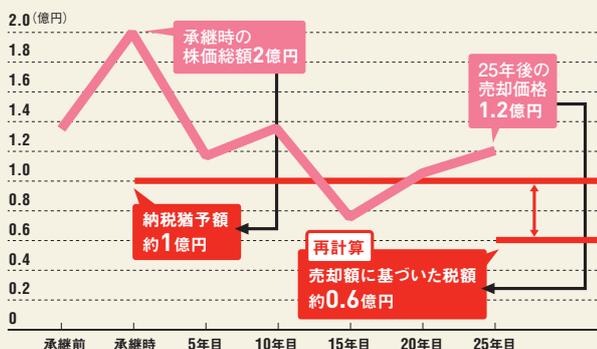
- 1 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、猶予割合を**100%**に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の現金負担を**ゼロ**にします。
- 2 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象**に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援します。
- 3 制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持)を抜本的に見直すことにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**にします。 ※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。
- 4 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

#### 1 猶予割合の拡大とは

※相続税の場合



#### 4 納税額の再計算とは（イメージ）



出典：中小企業庁「法人版事業承継税制（特例措置）」を基に作成

抜本拡充された特例を適用するにあたっては、

令和8年3月31日までに

**特例承継計画<sup>(※)</sup>を都道府県に提出し、  
計画的に承継を行いましょ！**

特例承継計画を提出しない場合は、従来の事業承継税制(一般措置)の適用になります。



#### □法人版事業承継税制の概要

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から 令和8年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで	なし
対象株数 <small>※議決権株式に限る</small>	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に 対応した免除	あり	なし

出典：中小企業庁「事業承継・M&Aに関する主な支援策」を基に作成

※特例承継計画の様式は下記よりダウンロードが可能です。

中小企業庁 特例承継計画

検索

QRコード



## ④ 個人版事業承継税制の概要

### 【個人版事業承継税制の創設】

平成31年4月1日から、個人事業者が事業用資産を後継者に贈与・相続した際に課される贈与税・相続税の納税を猶予及び免除する措置が創設されました。平成30年度に拡充された法人版事業承継税制の特例措置と同様に、平成31年4月1日からの10年間限定の特例措置であり、土地、建物、機械、器具備品等の幅広い事業用資産を対象として、100%納税猶予を受けることができます。

この制度の適用を受けるためには、平成31年4月1日から令和8年3月31日迄に都道府県知事に対して個人事業承継計画を提出した上で、平成31年1月1日から令和10年12月31日までに事業用資産を後継者に承継する必要があります。

なお、個人版事業承継税制は、事業用小規模宅地特例との選択制となっています。

#### □事業承継税制の概要

個人版事業承継税制（※1）		法人版事業承継税制	
相続税・贈与税の納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の納税猶予制度	
令和元（平成31）年度からの10年間（平成31年1月1日から令和10年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	期間	平成30年度からの10年間（平成30年1月1日から令和9年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	
100%	猶予割合	100%	
土地、建物、機械、器具備品等（※2）	対象資産	非上場株式	
・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	要件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	

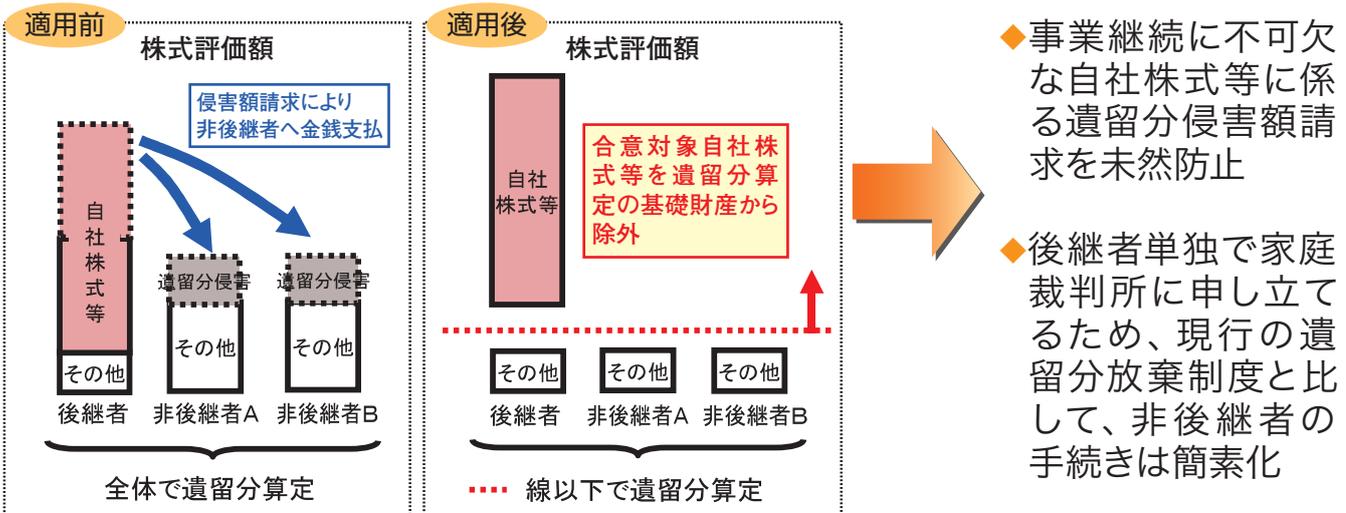
※1 事業用小規模宅地特例との選択制

※2 令和3年度税制改正により乗用自動車が増加

### 3 民法の特例

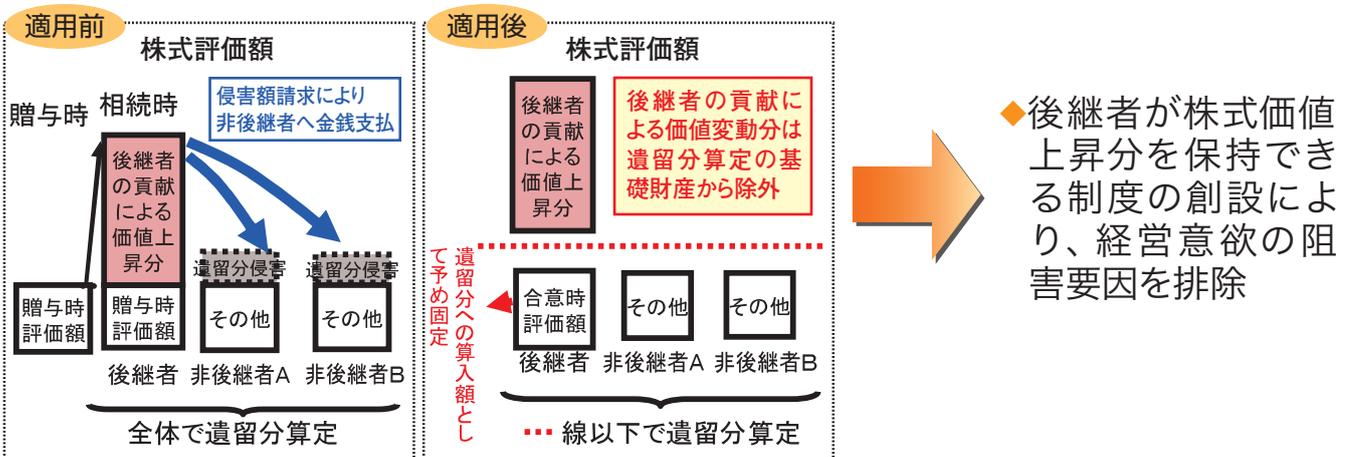
#### 1 生前贈与株式を遺留分算定の基礎財産から除外できる制度(除外合意)

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ生前贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外できる制度です。



#### 2 生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度(固定合意)

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の評価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度です。



※民法(相続法)改正により、遺留分を侵害された者は、侵害者に対し、侵害額に相当する金銭の請求のみが可能となりました(令和元年7月1日施行)。

※個人版事業承継税制の創設に加え、民法の特例(除外合意)の対象が個人事業主の事業承継の際にも適用できるよう拡充されました(令和元年7月16日施行)。

## 4 金融支援

### 経営の承継における課題

#### ①多額の資金需要の発生

- ・ 相続に伴い分散した株式や事業用資産の取得等に、多額の資金が必要となる。
- ・ 株式や事業用資産について、多額の相続税納税資金が必要となる。
- ・ 親族外承継（MBO、EBO 等）の場合には、先代経営者からの株式等の取得に多額の資金が必要となる。

#### ②信用状態の低下

- ・ 経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入条件や取引先の支払条件が厳しくなる可能性がある。

### 都道府県知事の認定

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者（非上場会社及び個人事業主）などを都道府県知事が認定。

会社の資金需要に対応  
（個人事業主を含む）

後継者個人の  
資金需要に対応

#### 中小企業信用保険法の特例

○認定を受けた中小企業者又は個人の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠を用意

通常枠	別枠
普通保険【2億円】	+2億円
無担保保険【8,000万円】	+8,000万円
（特別小口保険【2,000万円】）	（+2,000万円）

詳細な説明は「事業承継における融資・保証制度」（中小企業庁）をご参照下さい。

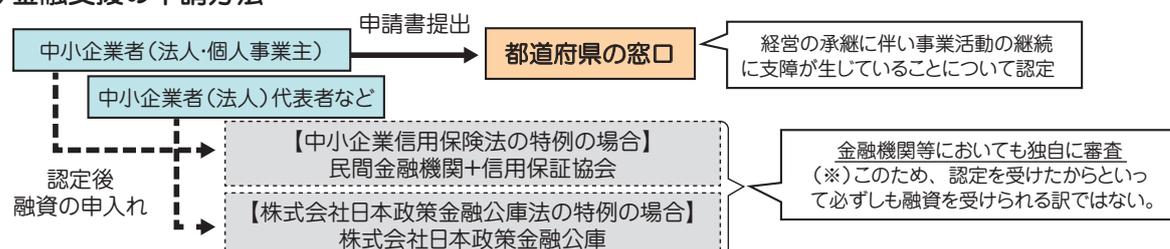
QRコード



#### 株式会社日本政策金融公庫法及び 沖縄振興開発金融公庫法の特例

- 認定を受けた法人の代表者など後継者個人に対する融資を実施
  - ・ 株式、事業用資産等の取得資金
- 後継者不在等により事業継続が困難な企業を買収する個人に融資を実施
  - ・ 株式、事業用資産等の取得資金

#### （参考）金融支援の申請方法



# ① 事業承継に関する信用保証制度

## ◆「事業承継特別保証制度」・「経営承継借換関連保証」

	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
開始時期	令和2年4月1日	令和2年10月1日
根拠法	中小企業信用保険法(法改正なし、運用によるもの)	経営承継円滑化法(法改正後)
認定要否	不要	<b>必要</b> (経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定)
対象者	(i)3年以内に事業承継を予定する法人 (ii)事業承継日から3年を経過していない法人(※1)	3年以内に事業承継を予定する法人
資格要件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内(※2) ④法人と経営者の分離がなされていること ①～④:信用保証協会の審査時に確認	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内(※2) ④法人と経営者の分離がなされていること ①③:大臣認定時に確認(省令で規定)、①～④:信用保証協会の審査時に確認
対象資金	(対象者(i)の場合)事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の真水資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 (対象者(ii)の場合) ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	事業承継時までに必要な事業資金 ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
プロパー融資の借換	可(既に無保証人の融資は除く)	
保証限度額	<b>【一般枠】</b> 2億8千万円(うち無担保8千万円)	<b>【特別枠】</b> 2億8千万円(うち無担保8千万円)
保証人	徴求しない	
保証期間	10年以内	
責任共有	対象(8割保証)	
保証料率	0.45%～1.90%(リスク区分に応じた弾力化料率) ⇒中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎセンターによる確認を受けた場合、 0.20%～1.15%に大幅軽減(※3)	

※1:令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの。

事業承継時に財務要件を充足していなくとも、承継後3年以内に充足すれば当該制度を一部利用可とする利便性向上措置。経営承継借換関連保証は、要件の充足の認定により別枠を付与するものであるため、同措置は適用不可。

※2:EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

※3:[保険料率の軽減]及び[損失補償の対象]により実現。予算事業の継続期間に紐づく時限措置。

出典元: 経済産業省及び中小企業庁の資料

中小企業庁 事業承継特別保証制度

検索

QRコード



全国信用保証協会連合会 事業承継を支援する保証制度

検索

QRコード



## ② 事業承継に関する制度融資

日本政策金融公庫では、法人・個人事業主、親族内・親族外承継を問わず、事業承継に関する資金ニーズにお応えしております。

### <日本政策金融公庫の事業承継・集約・活性化支援資金>

<p>ご利用 いただける方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方（注）</li> <li>2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方</li> <li>3. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人の方</li> <li>4. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、日本公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方</li> <li>5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）、新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含む）またはPMIの取組みを図る方</li> </ol>
<p>資金の お使いみち</p>	<p>「ご利用いただける方」に該当する方が事業の承継・集約等に必要な設備資金および運転資金</p>
<p>融資限度額</p>	<p>【中小企業事業の場合】直接貸付 14億4,000万円 【国民生活事業の場合】別枠 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金：10年以内（うち据置期間5年以内）</p>

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、お使いみちには一定の要件がございます。

（注）ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方をいいます。

（令和7年4月時点）

**事業資金に関するお問い合わせ先**

行こうよ！ 公庫

事業資金相談ダイヤル  **0120-154-505**

【受付時間】 平日 9:00~17:00（中小企業事業）  
平日 9:00~19:00（国民生活事業）

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

日本公庫ホームページ   <https://www.jfc.go.jp/>

## 身近な相談事例

### ▼ご利用いただける方の例

#### ～親族の企業を事業承継～

株式会社A（運送業）の代表者Bは、自己都合により代表から退くこととなった。次の代表には、Bの甥で現在同業種を株式会社Dで経営しているCに決まった。Cは、自分の法人Dで、現在Bの名義となっている事業用資産を取得することとした。

借入申込人（既存事業者）

事業の譲渡による  
事業資産の取得、  
株式の譲渡等



対価の  
支払い

代表者が引退する既存企業

### ▼ご利用いただける方の例

#### ～親族内後継者不在企業からの事業承継～

個人で書店を経営している経営者Aは、親族内の後継者が不在であったため、永年勤めてきた従業員Bに店舗及び在庫等を譲ることとした。公庫は、従業員Bから、事業承継に必要な店舗等の取得資金にかかる融資相談を受けた。

借入申込人（新設事業者・既存事業者）

事業の譲渡による  
事業資産の取得、  
株式の譲渡等



対価の  
支払い

親族内後継者不在の企業

### ▼ご利用いただける方の例

#### ～自己株式の取得～

株式会社Aの代表者がBで、株式は100%Bの父であるCが所有している。今回代表者変更はないが、Cは高齢のため、将来的な事業承継に向けてBと法人Aが50%ずつ株式を所有することに決まり、A所有分を公庫資金で調達しようと考えた。

借入申込人（既存事業者の法人）

株式の取得(50%)  
※残り50%は代表者  
個人で取得



対価の  
支払い

現在の株主

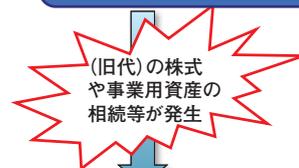
### ▼ご利用いただける方の例

#### ～事業用資産の取得～

会社A（自動車整備業）の代表者Bは、高齢となったため、長男Cへ代表権を譲り、引退することとした。当該事業は、現代表者Bが個人で創業したものであり、工場は現代表者Bの名義となっている。現代表者Bには、当該事業の経営にタッチしていない長女Dがおり、相続時における事業継続のリスクを伴う状況にある。そのため、一般の代表者変更に伴い、会社Aが現代表者Bから工場を取得することとした。公庫は、会社Aから事業承継に必要な工場取得資金にかかる融資相談を受けた。

借入申込人（会社）

（旧代）の死亡または退任等



（旧代）の株式  
や事業用資産の  
相続等が発生

自己株式の取得、  
事業用資産の買取

対価の  
支払い

（旧代）の相続人等

## 5 所在不明株主に関する会社法の特例

**経営承継円滑化法**に基づく認定を受けることで、所在不明株主の株式の取得に要する手順の時間を短縮することが可能です！

一般的に、株主名簿に記載はあるものの会社から連絡が取れず、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。

会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式の競売又は売却(自社による買取りを含む)の手続きが可能です。一方で、「5年」という期間の長さが、事業承継の際の手続き利用のハードルになっているという面もありました。

そこで、この点を踏まえ、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に限り、都道府県知事の認定を受けることと一定の手続き保障 ※を前提に、この「5年」を「1年」に短縮する特例(会社法特例)を創設することとなりました。

### ※ 異議申述手続

会社法上、株式会社は、利害関係人が一定期間(3か月以上)内に異議を述べる事ができる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります(二重の手続き保障)。

### 手続の例：株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合

#### 現行制度(会社法)



#### 特例(認定を受けた場合)



最新情報については中小企業庁HPをご確認ください

中小企業庁 経営承継円滑化法による支援 所在不明株主に関する会社法の特例

検索

QRコード



## 6 中小企業等経営強化法

### ●経営力向上計画に基づきM&Aを実施する場合に、以下の措置を活用できます。

#### (1) 設備投資減税(中小企業経営強化税制)

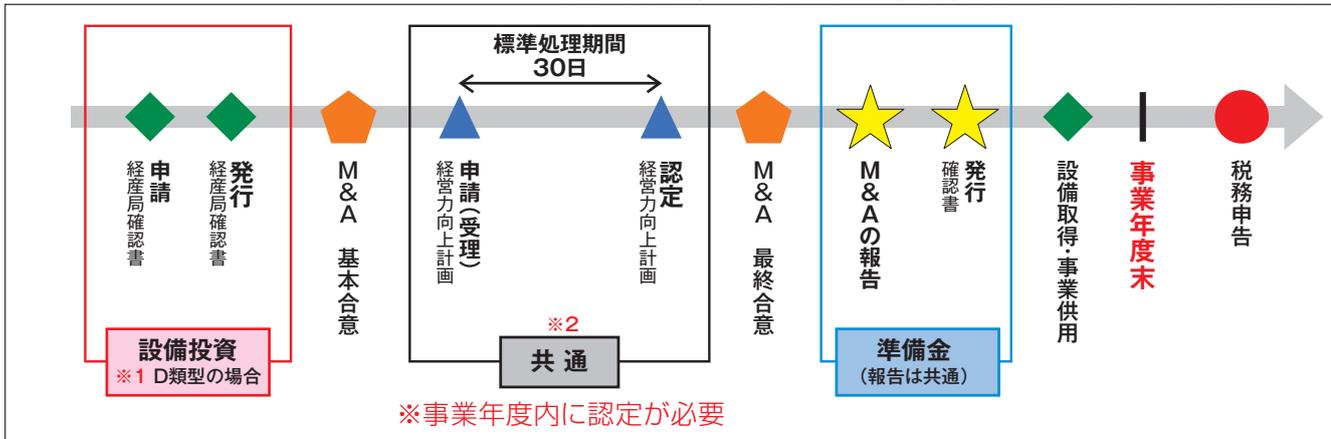
経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合、投資額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人の場合は7%)を税額控除又は全額即時償却。

#### (2) 準備金の積立(中小企業事業再編投資損失準備金)

デュエリジェンスを記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その事業年度において、課税所得から損金算入が可能(益金算入開始迄の据置期間5年)。

〈拡充〉また、過去5年間にM&Aを実施した中堅・中小企業が、産業競争力強化法において新設する特別事業再編計画の認定を受けて株式取得によるM&Aを実施し、認定後1回目のM&Aにおいては株式取得価額の90%、2回目以降は100%の金額を準備金として積み立てた場合に、その事業年度において当該金額を課税所得から損金算入することができます(益金算入開始までの据置期間10年)。

参照：中小企業庁HP 中小企業事業再編投資損失準備金(中堅・中小グループ化税制)より



※1 D類型とは、M&A後に取得するもので、M&Aの効果を高める設備投資を行う場合に活用できる制度。(経営資源集約化設備)

※2 中小企業のM&Aの現場では、基本合意から最終合意までの期間をできる限り短くすることが求められます。

実態を踏まえて、令和6年度税制改正において、経営力向上計画の認定手続における運用が改善されることとなりました。具体的には、経営力向上計画の認定前にデュエリジェンスを実施することが可能となりました。

#### (3) 登録免許税・不動産取得税の特例

##### 〈登録免許税の税率〉

		通常税率	計画認定時の税率	特別事業再編税率※4
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による 移転の登記	0.4%	0.2%	0.1%
	分割による 移転の登記	2.0%	0.4%	0.1%
	譲受による 移転の登記	2.0%*	1.6%	1.2%

※1 令和9年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

※4 「産業競争力強化法」に伴う特別事業再編計画に基づく再編行為では、一般の事業再編計画よりも軽減。

##### 〈不動産取得税の税率〉

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合のみ※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%※3	3.3% (1/6減額相当)

出典：経済産業省「産業競争力強化法における特別事業再編計画」※内容一部加工

中小企業庁 中小企業等経営強化法に基づく支援措置

検索

QRコード



経済産業省 産業競争力強化法における特別事業再編計画

検索

QRコード



## 7 事業承継に係るその他の施策

### ◆事業承継・M&A補助金

- 事業承継前の設備投資やM&Aに際してかかる専門家活用（仲介・ファイナンシャル・アドバイザー（FA）、デュー・デリジェンス等）の取組、さらにM&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援します。

#### □事業承継促進枠



#### 承継前の設備投資等にかかる費用を補助

- 〈対象経費の例〉
- ・店舗改装工事費用
  - ・機械装置の調達費用

#### □専門家活用枠



#### M&Aにかかる専門家費用を補助

- 〈対象経費の例〉
- ・M&A仲介業者やFAへの手数料、価値算定費用
  - ・デュー・デリジェンス費用（デュー・デリジェンスを実施する場合、費用として200万円を加算）

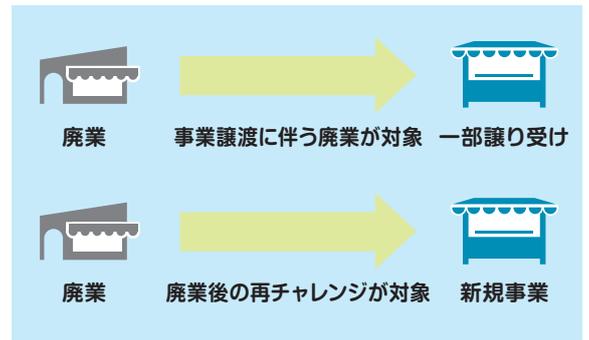
#### □PMI推進枠



#### M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助

- 〈対象経費の例〉
- ・PMI専門家への委託費用
  - ・設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

#### □廃業・再チャレンジ枠



#### 廃業や廃業後の再チャレンジに係る費用を補助

- 〈対象経費の例〉
- ・廃業支援費
  - ・解体費

### ◎令和6年度補正予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用の補助		
事業承継促進枠	1/2・2/3	800～1,000万円以内※1
②M&A時の専門家活用に係る費用の補助		
専門家活用枠	買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3	600～800万円以内※2 2,000万円以内※3
	売り手支援類型：1/2・2/3	600～800万円以内※2
③M&A後の経営統合（PMI）に係る費用の補助		
PMI推進枠	PMI専門家活用類型：1/2	150万円以内
	事業統合投資類型：1/2・2/3	800～1,000万円以内※1
④事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用の補助		
廃業・再チャレンジ枠	1/2・2/3	150万円以内

- ※1：一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ
- ※2：800万円を上限に、デュー・デリジェンス費用の申請をする場合200万円を加算
- ※3：100億企業要件を満たす場合
- ※詳細は公募回ごとの公募要領をご確認ください。

最新情報については補助金事務局ホームページをご確認ください

事業承継・M&A補助金

検索

# 令和5年度 税制改正における変更点

■相続時精算課税制度について、暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設します。

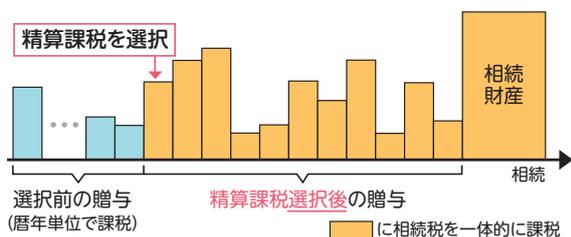
■暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。

上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

## <贈与税と相続税の関係>

### 相続時精算課税

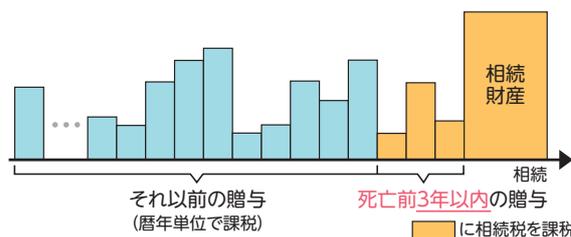
暦年課税との選択制



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
  - ・暦年課税のような基礎控除は無し。
  - ・財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

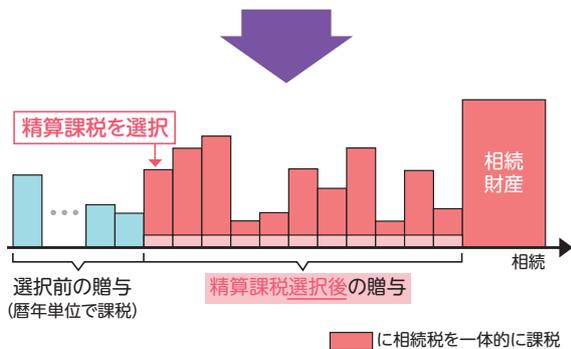
改正前

### 暦年課税

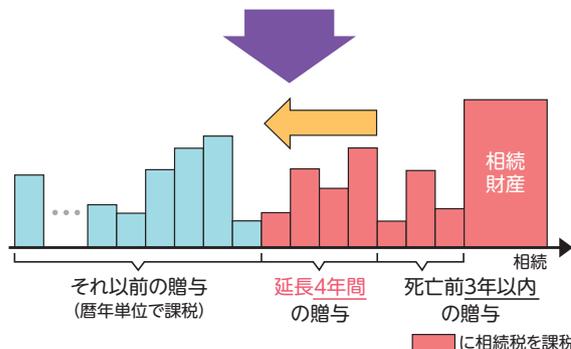


- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）※参照。

改正後



- ・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）
- ・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算



- ・加算期間を7年間に延長※参照
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

出典:財務省「令和5年度税制改正」抜粋引用

※暦年課税による加算対象期間の見直しについて

贈与の時期	加算対象期間	
～令和5年12月31日	相続開始前3年間	
	贈与者の相続開始日	
令和6年1月1日～	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

引用:令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

## ■ M&A支援機関登録制度

- 中小M&Aにおける支援機関の行動指針である「中小M&Aガイドライン」の遵守等を宣言した支援機関を登録する制度です。

- ・事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用（仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用等に限る）については、登録M&A支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とします。
- ・登録M&A支援機関からの支援を希望される方は、以下ホームページの「登録機関データベース」からご希望のM&A支援機関へ直接ご相談ください。

<https://ma-shienkikan.go.jp/search>



- ・また、情報提供受付窓口では、登録M&A支援機関の支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付けます。

最新情報についてはM&A支援機関登録事務局HPをご確認ください

M&A支援機関登録制度

検索

QRコード



## ■ 事業承継ガイドライン

- 中小企業経営者や支援機関に対して、早期・計画的な取組を促すため事業承継診断や、円滑な事業承継の実現のため必要な5つのステップ等を示しています。

事業承継ガイドライン

検索

QRコード



## ■ 中小M&Aガイドライン

- M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、支援機関に対して適切なM&Aのための行動指針を示しています。

中小M&Aガイドライン

検索

QRコード



## ■ 中小M&Aハンドブック

- 中小企業経営者に対して、中小企業を対象とするM&Aについてイラストを用いてポイントを解説しています。

中小M&Aハンドブック

検索

QRコード



## ■ 中小PMI ガイドライン

- M&A実施後の経営統合（PMI：Post Merger Integration）について、譲受側が取り組むべきと考えられる取組等を示しています。

中小PMIガイドライン

検索

QRコード



## ■ 中小PMIガイドライン 解説動画

中小PMIガイドライン 解説動画

検索

QRコード



50～51ページの出典:中小企業庁「事業承継に関する主な支援策(一覧)」※内容一部加工

## PMIの概要

- M&Aの「成功」は、その成立でなく、M&Aの目的として当初に期待された効果を実現できるかどうかによります。比較の実績が蓄積されている大企業のM&Aでは、PMIの取組が重要視されています。

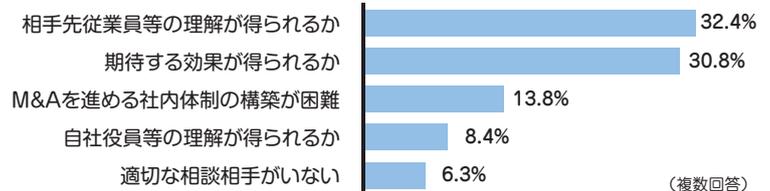
## PMIとは？

- ・ PMIとは、POST MERGER INTEGRATIONの略語であり、主にM&A成立後に行われる統合作業
- ・ M&Aの目的を実現させ、統合の効果を最大化するために必要なプロセス



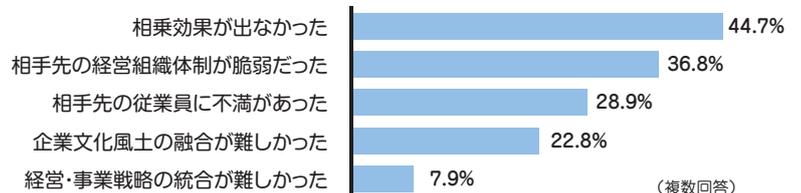
## なぜPMIが必要となるのか？

### 1 中小M&Aにおける心配・重視事項とは？



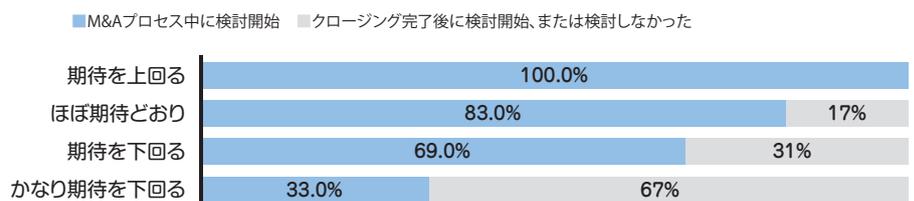
出典:中小企業白書(2021年)(株)東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」

### 2 中小M&Aの満足度と期待を下回った理由は？



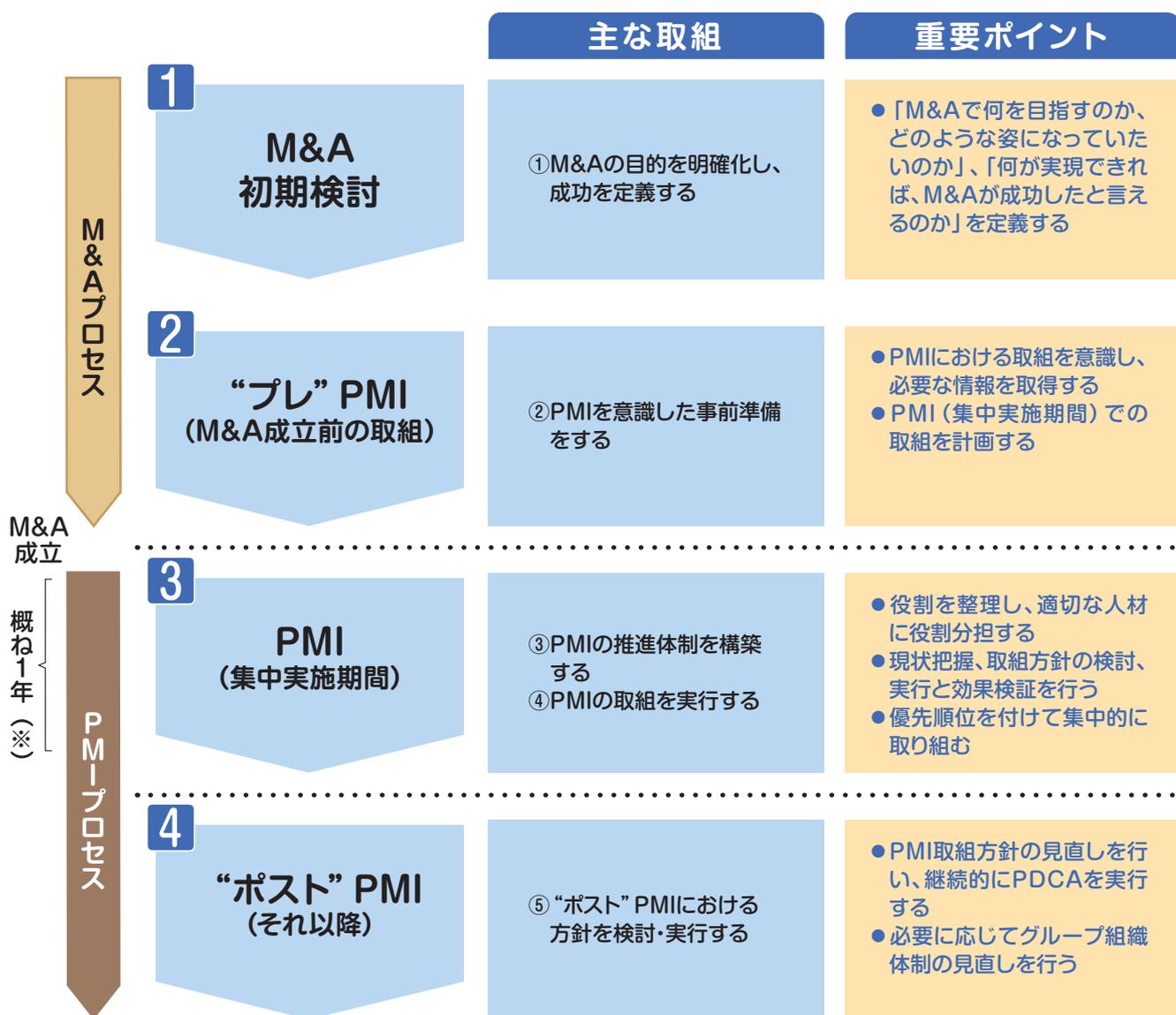
出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)

### 3 いつからPMIの検討を始めるべきか？



出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「M&Aの実態調査」(2020年9月)を元に再編加工

- PMIは、譲受側・譲渡側を適切に統合するため、M&Aプロセスから検討を開始し、M&A成立後概ね1年の集中実施期間を経て、それ以降も継続的に実施される取組です。



※特に、PMI推進体制の確立、関係者との信頼関係の構築、M&A成立後の現状把握等は、100日までを目処に集中的に実施。

52～53ページの出典:中小企業庁「中小PMIガイドライン(概要)」※内容一部加工



## 8 事業承継支援に関する相談先

### 事業承継支援をワンストップで行う

「事業承継・引継ぎ支援センター」が全国の都道府県に設置されています。

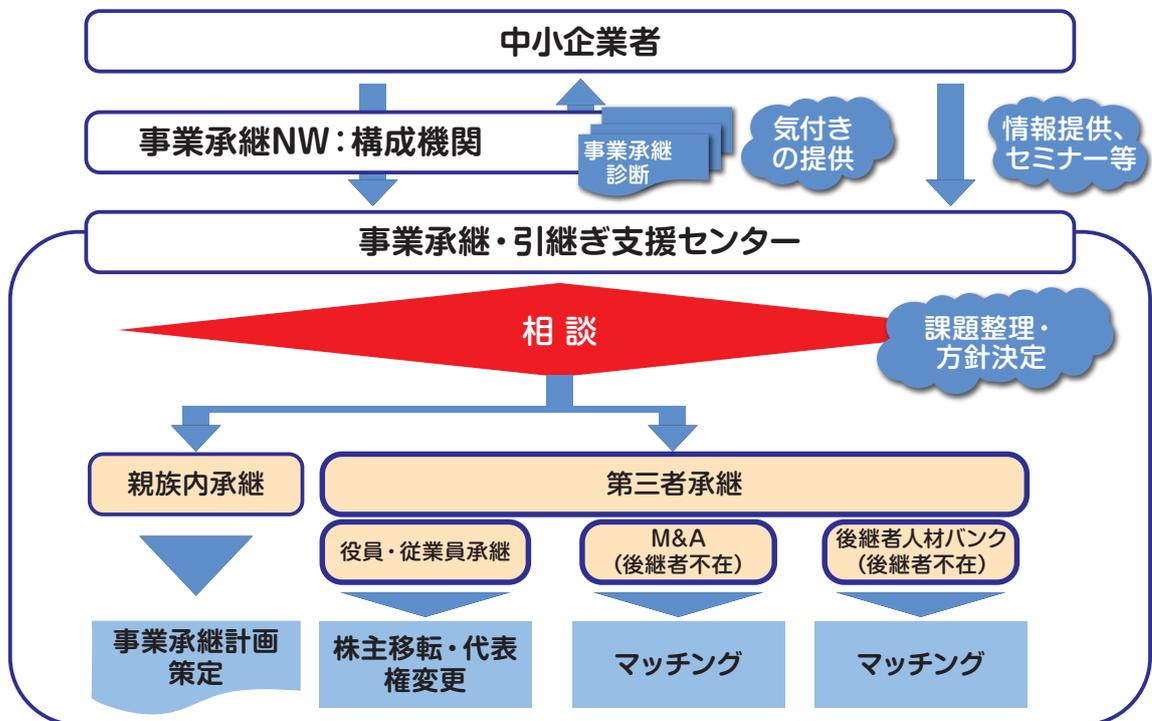
「事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が設置する公的相談窓口です。「事業承継といっても何から始めたらいいかわからない」、「事業を引継ぐ時の手続きがわからない」、「会社の引継ぎ先を探したい」など、事業承継に関する様々なお悩みについてご相談いただけます。

#### 【主な支援内容】

- (1) 親族内承継支援  
親族等に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援します。
- (2) 第三者承継支援（役員・従業員承継、M&A）  
後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援します。
- (3) 後継者人材バンク  
創業を目指す起業家と後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、創業と事業引継ぎを支援します。

事業承継に関するお困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

#### 事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制



中小機構 事業承継・引継ぎポータルサイト

検索

QRコード





# 事業承継・引継ぎ支援センター

センター名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階	011-222-3111
青森県	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1040
岩手県	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル	019-601-5079
宮城県	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当山西ビル8階	022-722-3884
秋田県	010-0951	秋田市山王2-1-40 田口ビル5階	018-883-3551
山形県	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階	023-647-0663
福島県	963-8005	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館403号	024-954-4163
茨城県	310-0801	水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル9F 903	029-284-1601
栃木県	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階	028-612-4338
群馬県	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内	027-265-5040
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館4階	048-711-6326
千葉県	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階	043-305-5272
東京都	100-0005	千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階	03-3283-7555
東京都多摩	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12階 立川商工会議所会館内	042-595-9510
神奈川県	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	045-633-5061
新潟県	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル19階	025-246-0080
長野県	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-219-3825
山梨県	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3F	055-243-1830
静岡県	420-0852	静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル7F	054-275-1881
愛知県	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6F	052-228-7117
岐阜県	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所3階	058-214-2940
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル5階	059-253-3154
富山県	930-0866	富山市高田527 情報ビル2階	076-444-5625
石川県	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2階	076-256-1031
福井県	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル8階	0776-33-8279
滋賀県	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 9F	077-511-1505
京都府	600-8565	京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階 京都商工会議所内	075-353-7120
奈良県	631-0824	奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所3階	0742-53-5888
大阪府	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8	06-6944-6257
兵庫県	650-0046	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階	078-303-2299
和歌山県	640-8567	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所5階	073-499-5221
鳥取県	680-0031	鳥取市本町1丁目101	0857-20-0072
島根県	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-33-7501
岡山県	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9708
広島県	730-8510	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル7階	082-555-9993
山口県	754-0041	山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設4F	083-902-6977
徳島県	770-8530	徳島市南末広町5-8-8 経済産業会館 (KIZUNA プラザ) 1階	088-679-1400
香川県	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館1階	087-802-3033
愛媛県	791-1101	松山市久米窪田町487-2 (テクノプラザ愛媛別館1階)	089-948-8511
高知県	780-0870	高知市本町4-1-32 こうち勤労センター4F	088-802-6002
福岡県	812-8505	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル8階	092-441-6922
佐賀県	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階・6階	0952-27-7071
長崎県	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館1F	095-895-7080
熊本県	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所5階	096-311-5030
大分県	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5F	097-585-5010
宮崎県	880-0811	宮崎市錦町1-10 KITENビル7階	0985-72-5151
鹿児島県	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島県商工会議所ビル4階	099-225-9550
沖縄県	900-0015	那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル5階	098-941-1690

事業承継支援に関する様々な相談先があります。専門知識が必要となることも多いため、課題に応じて専門家・支援機関を活用することを検討しましょう。

#### ① 商工会議所・商工会

- ・事業承継全般に関する助言、専門家の紹介、情報の提供
- ・経営者、後継者育成等に関するセミナーの実施等

#### ② よろず支援拠点

- ・売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる相談への助言等

#### ③ 弁護士

- ・後継者に経営権を集中しつつ、他の相続人の遺留分にも配慮した事業承継対策
- ・生前贈与や遺言、任意後見制度を活用した相続紛争防止
- ・議決権制限株式や相続人に対する売渡請求など、会社法の各種制度の利用等
- ・M&Aにおける法的アドバイス、株式譲渡契約書の作成、実行支援

#### ④ 税理士

- ・現時点で相続が発生した場合の相続税額の試算
- ・納税資金を確保するための自己株式の取得（金庫株）
- ・暦年課税制度や相続時精算課税制度を利用した計画的な生前贈与等

#### ⑤ 公認会計士

- ・M&Aにおける財務デューデリジェンス
- ・既存株主からの株式買取り価格の算定

#### ⑥ 中小企業診断士

- ・「会社の魅力」の磨き上げのための助言等
- ・後継者教育に関する助言、経営計画の策定支援等

#### ⑦ 司法書士

- ・役員変更、種類株式、組織再編等の会社法に関する手続、定款・株主名簿の整備、及びそれらに関連する会社登記
- ・事業承継に伴う生前贈与、遺言、信託、相続手続、及びそれらに関連する不動産登記
- ・経営者の判断能力の低下に備えた成年後見制度の提案、戸籍等による相続人調査

#### ⑧ 行政書士

- ・許認可の承継など、事業承継に必要な行政手続支援等

#### ⑨ 社会保険労務士

- ・就業規則等社内規定の策定・見直し

#### ⑩ 金融機関等

- ・株式買取りや納税資金調達のための融資
- ・M&AやMBO、ファンドの活用、遺言信託に関する助言等

#### ⑪ 中小企業基盤整備機構

- ・事業承継・引継ぎ支援センターの全国本部としてワンストップ化された事業承継支援を展開
- ・事業承継支援に取り組む支援機関の支援の仕組み構築のアドバイス
- ・事業承継フォーラム開催や事例集活用等による制度普及、啓発
- ・中小企業大学校における後継者教育等の各種研修プログラムの実施
- ・中小企業成長支援ファンドを活用した事業承継支援

## 冊子の内容に関するお問い合わせ先（中小企業基盤整備機構）

北海道本部 地域・連携支援課	〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル 6階 電話：011-210-7473
東北本部 地域・連携支援課	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル 6階 電話：022-399-9058
関東本部 地域・連携支援課	〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル 電話：03-6459-0074
中部本部 地域・連携支援課	〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル 4階 電話：052-201-3009
北陸本部 地域・連携支援課	〒920-0031 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階 電話：076-223-6100
近畿本部 地域・連携支援課	〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング 27階 電話：06-6264-8621
中国本部 地域・連携支援課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル 3階 電話：082-502-6688
四国本部 地域・連携支援課	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟 7階 電話：087-811-3321
九州本部 地域・連携支援課	〒812-0024 福岡市博多区網場町2-1 博多FDビジネスセンター 3階 電話：092-260-1355
沖縄事務所	〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 313-1 電話：098-859-7566

令和7年 8月発行

（発行）

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

事業承継・再生支援部 事業承継支援課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

電話（03）5470-1576

当冊子については、（独）中小企業基盤整備機構が著作権を所有しております。当機構からの事前の承諾なしに、目的の如何を問わず、複製、改変、配布等の一切の利用を禁止します。

「事業承継」に関するお問い合わせ先

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for providing contact information for business succession inquiries.